

■事業所税

申告の手引

令和7年4月

神戸市

〒653-8772 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号

新長田合同庁舎2階

☎ 078(647)9397

行財政局税務部（市税事務所） 法人税務課

◆ 事業所税の申告をされる皆様へ

平素は本市市税事務にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

事業所税は、昭和 50 年に創設された目的税で、都市環境の整備等にかかる費用に充てるための財源の確保を目的としております。

そのしくみは、行政サービスと企業の事業活動との間に受益関係のあることに着目し、その事業活動の規模に応じ課税されることとなっています。

この申告の手引は、事業所税について基本的な内容を中心にまとめて作成しております。

しかし、実際の申告にあたってはこの手引以外の事例や不明な点もあるかと思えます。その節はお手数ですが、行財政局税務部（市税事務所）法人税務課事業所税担当まで、お問い合わせくださるようお願いいたします。

◆ 期限内申告納付についてのお願い

事業所税は納税通知書により納付する税（固定資産税等）とは異なり、申告納付制度を採用しています。

つきましては、納税義務者となられる方は、自ら税額を算出し、期限内（※）に申告及び納付をしていただきますよう、お願いいたします。

なお、期限後申告等につきましては延滞金・加算金（p. 30, 31 参照）が課される場合がありますので、ご注意願います。

※申告納付期限

- (1) 法人：事業年度終了の日から 2 月以内
- (2) 個人：事業を行った年の翌年の 3 月 15 日まで

参照条文等凡例

根拠法令名・参照条文等は、次のとおり略号をもって示します。

1 法令名

地方税法	法
地方税法施行令	令
地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）	取通
神戸市市税条例	条
神戸市市税条例施行規則	規

2 条文の表示

- (1) 条、項、号は算用数字で示します。
- (2) 項は算用数字を○、号は算用数字を（ ）で囲んで示します。

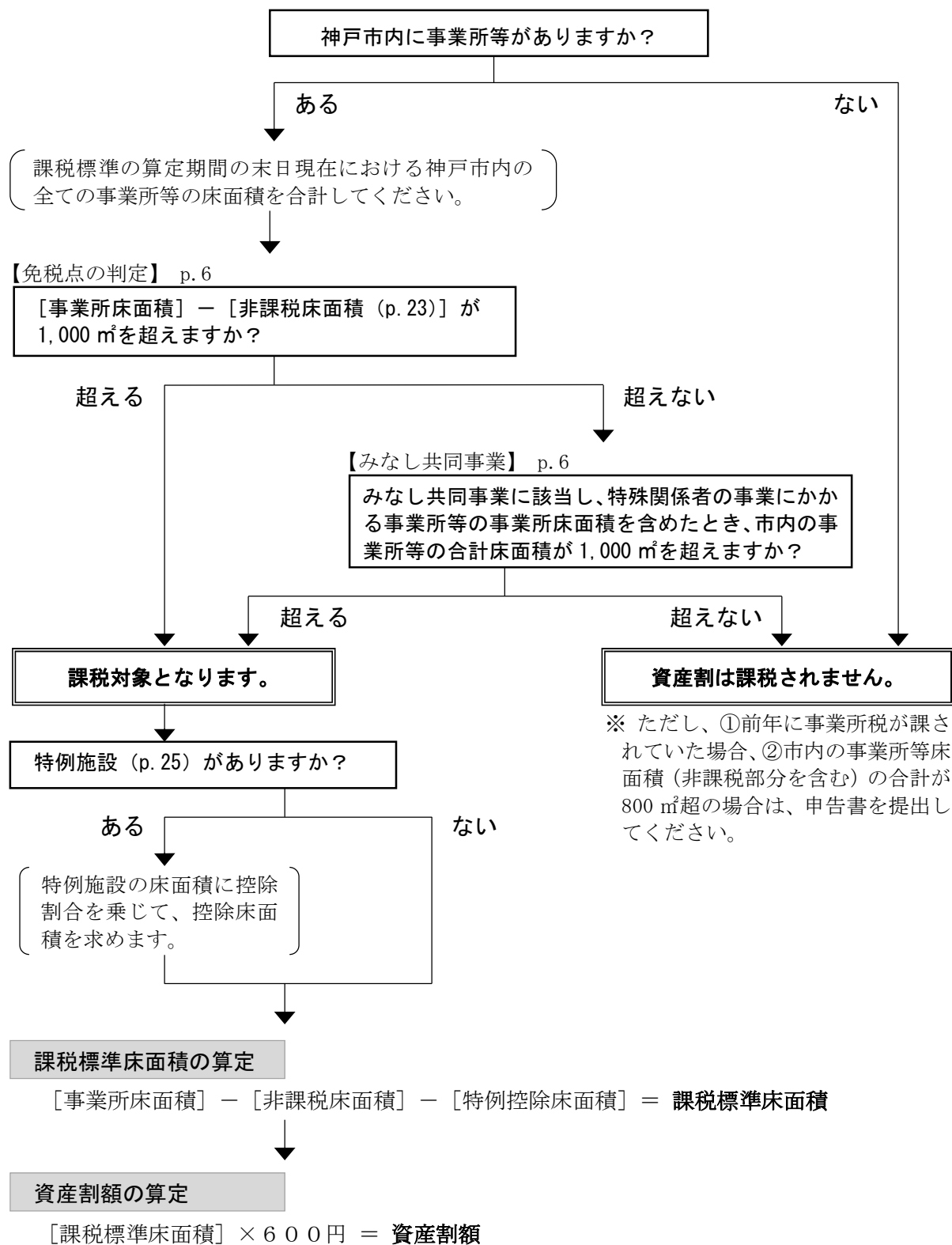
〔例〕 地方税法第 701 条の 40 第 2 項第 1 号 …… 701 の 40②(1)

目 次

申告の流れ	1
第1部 事業所税の概要	3
1 事業所税とは	3
2 事業所税の使いみち	3
3 事業所税を課税している自治体	3
第2部 事業所税の詳細	4
1 課税対象〔資産割・従業者割共通〕	4
2 納税義務者〔資産割・従業者割共通〕	5
《資産割》	
3 資産割の免税点	6
4 資産割の課税標準	7
〔課税標準の計算例（ア～ス）	12～18〕
5 資産割の税率	18
《従業者割》	
6 従業者割の免税点	19
7 従業者割の課税標準	20
8 従業者割の税率	20
9 従業者の範囲一覧表（免税点と課税標準）	21
10 非課税〔資産割・従業者割共通〕	23
11 課税標準の特例〔資産割・従業者割共通〕	25
12 減免〔資産割・従業者割共通〕	26
13 事前提出書類及び現地調査	27
第3部 事業所税の申告と納付のあらまし	28
1 事業所税の申告	28
2 事業所等の新設・廃止に関する申告	29
3 各種申告時の端数処理	30
4 延滞金	30
5 加算金	31
6 事業所用家屋の貸付けに関する申告	32
第4部 事業所税の計算・記載例	33
1 一般事務所：自社ビルの例	33
2 一般事務所：貸しビルの例	37
3 倉庫業：資産割の例	40
4 ホテル：資産割の例	43
5 減免申請書の記載例	47
6 事業所用家屋の貸付けに関する申告書の記載例	48

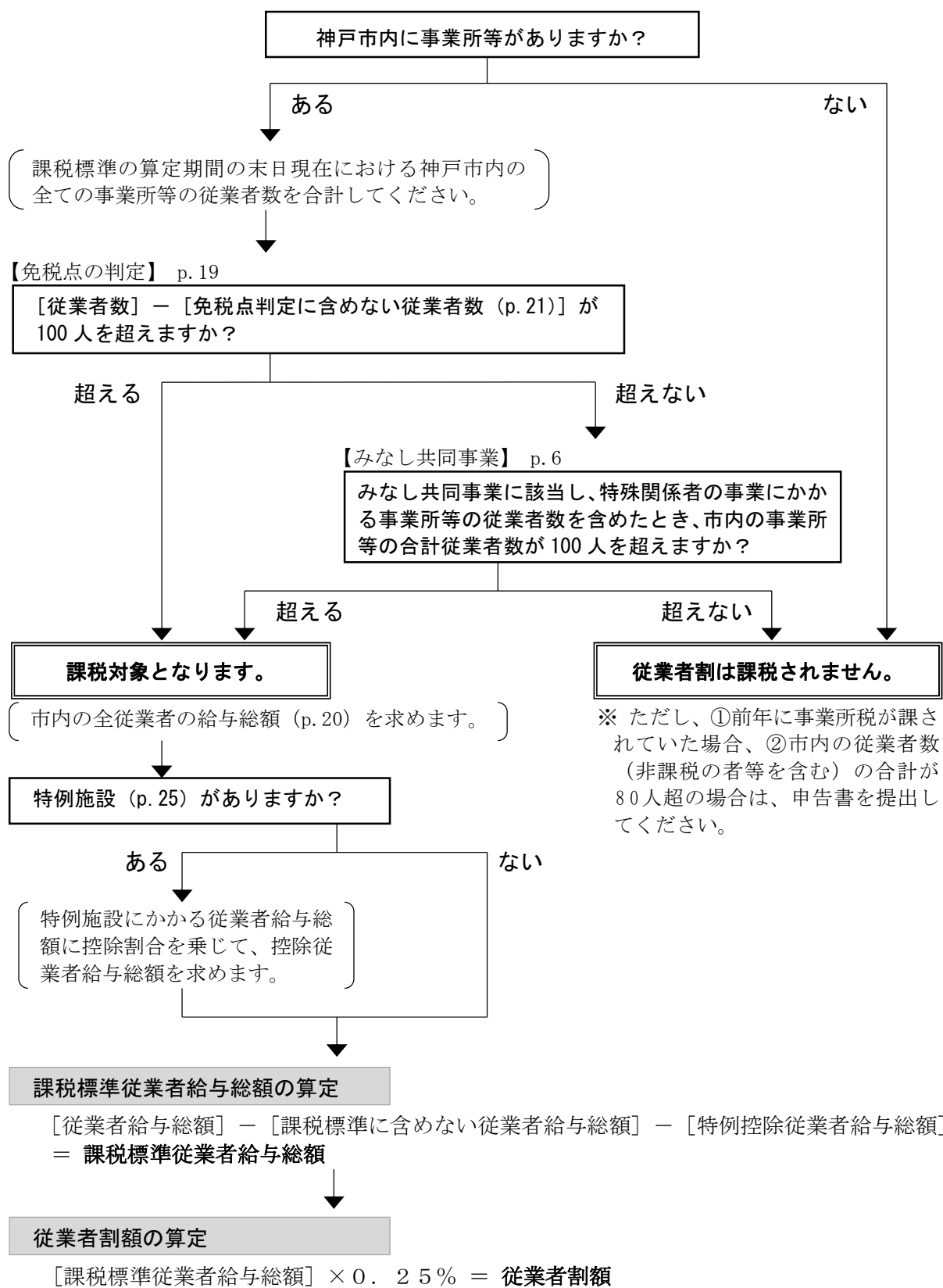
申告の流れ

◎ 資 産 割



※ 法人にあっては、事業年度終了の日から2月以内、個人にあっては翌年の3月15日までに申告納付してください。

◎ 従業者割



※ 法人にあっては、事業年度終了の日から2月以内、個人にあっては翌年の3月15日までに申告納付してください。

第1部 事業所税の概要

1 事業所税とは

事業所税は大都市地域に、人口や企業が集中することによって、交通・防災・公害等の都市問題が発生するため、これらの都市環境施設の整備及び改善に必要な財源の確保を図るための目的税として、昭和50年に創設された税です。

事業所税は大都市における行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、その所在する事務所・事業所に対してその「事業所床面積」及び「従業員の給与総額」という一定の外形標準を対象に課税するしくみとなっています。

2 事業所税の使いみち

都市環境の整備および改善に関する事業の費用にあてます。都市計画事業・公害防止事業・防災に関する事業など都市行政需要のほとんどの事業が使用目的となります。

3 事業所税を課税している自治体

(令和7年4月1日現在)

☆東京都	特別区の区域	
☆指定都市	神戸市、札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、川崎市、横浜市、新潟市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	
☆首都圏整備法の既成市街地又は近畿圏整備法の既成都市区域を有する市	川口市、武蔵野市、三鷹市、守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市	
☆上記以外の政令で指定する市	北海道地方	旭川市
	東北地方	秋田市、郡山市、いわき市
	関東地方	宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
	中部地方	富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市
	近畿地方	四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市
	中国地方	倉敷市、福山市
	四国地方	高松市、松山市、高知市
	九州・沖縄地方	久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

第2部 事業所税の詳細

	資 産 割	従 業 者 割
課 税 客 体	事業所等において法人又は個人の行う事業	
納 税 義 務 者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	事業所等の用に供する家屋の床面積 (事業所床面積)	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
課 税 標 準 の 算 定 期 間	法人 事業年度 個人 課税期間 (1月1日から12月31日)	
税 率	1 m ² につき年額 600 円	従業者給与総額の 100 分の 0.25
免 税 点 (※1)	事業所床面積－非課税床面積(p. 23) が 1,000 m ² 以下	従業者数－免税点判定に含めない従業者数(p. 21) が 100 人以下
	課税標準の算定期間の末日の現況による	
徴 収 方 法	申告納付	
申 告 納 付 期 限	法人 事業年度終了の日から 2 月以内 (※2) 個人 翌年の 3 月 15 日	

※1 資産割又は従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合は、免税点を超えたものについて申告納付が必要になります。

※2 事業所税には、法人税や法人市民税のような申告納付期限の延長制度はありません。

☞ 免税点以下で納付義務がない場合でも、次の場合は申告書の提出が必要です。(p. 28 参照) (条 177 の 18③、条 177 の 19③)

- (1) 前事業年度(法人)又は前年の課税期間(個人)において、事業所税の税額があった場合
- (2) 神戸市内に所在するすべての事業所等の合計床面積(非課税床面積を含む)が 800 m²を超えた場合
- (3) 神戸市内に所在するすべての事業所等の合計従業者数(非課税従業者を含む)が 80 人を超えた場合

1 課税対象〔資産割・従業者割共通〕

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対し課税されます。(法 701 の 32①、条 177 の 11①)

- (1) 事業とは、物の生産・流通・販売・サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。
- (2) 事業所等とは、人の居住の用に供さない事務所・事業所をさし、事業の必要から設けられた人

的・物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。基本的には、住民税や事業税の事務所・事業所と同じ意義です（例：事務所、店舗、工場、作業所、倉庫等）。

なお、無人倉庫など人的設備がないものであっても、他の管理事務所と一体となって事業所等を構成していると認められるものは、当該管理事務所等が神戸市域の内外を問わず存する限り、事業所等に該当します。

2 納税義務者〔資産割・従業者割共通〕

納税義務者は、神戸市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。（法 701 の 32①、条 177 の 11①）事業所等の用に供している家屋（「事業所用家屋」といいます。）の所有権との関連は問いません。

納税義務者は申告納付の方法により、自らその納付すべき事業所税の課税標準額及び税額を算出し、申告書を提出するとともに、その税額を納付する義務があります。（法 701 の 46、法 701 の 47、条 177 の 18、条 177 の 19）

なお、法律上事業を行う方が単なる名義人である場合は、事実上当該事業を行っている方が納税義務者となります。（法 701 の 33）

(1) 貸しビル等の場合の納税義務者

貸しビル等の一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者（テナント）が納税義務者となります。したがって、貸しビル等の貸主は当該貸付部分については、納税義務者となりません。

これは、当該貸付部分が空室である場合も同じです。（取通第 9 章 3(4)ア）

貸しビル等の全部又は一部をテナント等に貸し付けた場合、当該貸主はその貸付状況を申告する義務があります。「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」（p. 32, 48）を提出してください。（法 701 の 52②、条 177 の 25）

(2) 共同事業

共同事業（みなし共同事業を除く）を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯納税義務が課されます。（法 10 の 2①、令 56 の 51①、令 56 の 75①）

	免 税 点 判 定	課税標準	そ の 他
各共同事業者	当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、出資の額に応じた割合）を乗じて得た面積又は人数。	免税点判定と同じ考え方。（左表の従業者数を従業者給与総額に、人数を金額に読み替え）	全員が全額について連帯納税義務を負います。

(3) みなし共同事業

同族会社等の特殊関係者を有する場合において、当該特殊関係者の行う事業が同一家屋で行われている場合、その特殊関係者の行う事業は、共同事業とみなされます。（p. 6 参照）

(4) 人格のない社団等

人格のない社団等は法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。

(法 701 の 32③、法 701 の 34②、条 177 の 11③、条 177 の 11 の 2②)

(5) 清算中の法人

清算中の法人であっても、清算の業務を行う範囲において納税義務者となります。

(取通(市)第 9 章 3(4)ア)

《資産割》

3 資産割の免税点

資産割は神戸市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計が 1,000 m²以下の場合には課税されません。(法 701 の 43①③、条 177 の 16①③)

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。この場合、(事業所床面積－非課税床面積)の床面積で判定します。なお非課税施設については別冊「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧表」をご参照ください。

事業所等に共用部分がある場合は共用部分を含んだ面積で判定します。(共用部分の計算方法 p.9 を参照)

事業所等が拡張されたことにより免税点を超えたのが、課税標準の算定期間の中途であった場合でも、課税標準の算定期間の全期間が課税されます。

※ 事業所の拡張ではなく、課税標準の算定期間の中途で新設された事業所等(既存の事業所等と異なる敷地に設けられた事業所等のこと。)は月割計算になります。

免税点を超えると、超えた分だけでなく、すべてが課税対象になります。

☆ 特殊な免税点判定(みなし共同事業の場合)

みなし共同事業とは、「特殊関係者」と「特殊関係者を有する者」※が同一の家屋で事業を行う場合、特殊関係者の行う事業を両者の共同事業とみなして、連帯納税義務が課されます。この場合、特殊関係者の行う事業は単独で免税点判定を行います。ただし、特殊関係者を有する者となった場合には、その者の事業と特殊関係者の事業を合算して免税点判定を行うことになります。ただし、課税標準の算定については、いずれの場合も合算せず単独で行います。(法 701 の 32②、法 10 の 2①、令 56 の 21、令 56 の 51②、令 56 の 75②、条 177 の 11②、取通(市)第 9 章 3(4)ウ)

なお、みなし共同事業の詳細については、別冊「事業所税におけるみなし共同事業に係る課税について」がありますので、ご参照ください。

※ 「特殊関係者」と「特殊関係者を有する者」

親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社のことを「特殊関係者」といい、これらの特殊関係者を有する法人又は個人を「特殊関係者を有する者」といいます。特殊関係者を有するかどうか判定すべき者（以下「判定対象者」といいます。）にとって特殊関係者とは、具体的に次の者をいいます。

- ① 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② 判定対象者の親族で生計を一にしている個人、又は判定対象者から金銭等を受けて生計を維持している個人
- ③ 判定対象者の使用人等で、判定対象者から金銭等を受けて生計を維持している個人
- ④ 判定対象者に金銭等を提供してその生計を維持させている個人及びその者と①～③のいずれかに該当する個人
- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する個人
- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦ 判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主及び社員（【注】参照）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

【注】 ⑦の場合における「その判定の基礎となった株主及び社員」には、次の者を含みます。

- ア 「その判定の基礎となった株主又は社員」と①～④までに該当する関係がある個人
- イ 「その判定の基礎となった株主又は社員」を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

4 資産割の課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における神戸市内に所在する各事業所の合計事業所床面積をいいます。（[法 701 の 31①\(2\) \(4\)](#)、[条 177 の 10①\(1\) \(3\)](#)）

課税標準の算定期間の月数が 12 月に満たない場合は、事業所床面積を 12 で除して得た面積に課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積となります。（[法 701 の 40①③](#)、[条 177 の 14①③](#)）

- (1) 課税標準の算定期間について（[法 701 の 34⑥](#)かっこ書、[条 177 の 14①](#)かっこ書）
 - ・ 法人にあっては事業年度（みなし事業年度を含む）（[法 701 の 31①\(7\)](#)、[法 72 の 13](#)、[条 177 の 10①\(6\)](#)）
 - ・ 個人にあっては 1 月 1 日～12 月 31 日までの期間（ただし年の途中で事業を開始・廃止した場合は開始の日から又は廃止の日までの期間）（[法 701 の 31①\(8\)](#)、[条 177 の 10①\(7\)](#)）

- ・ 課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設・廃止の場合や課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合については「(4) 課税標準の算定方法」(p. 10) 及び「(5) 課税標準の計算例」(p. 12) を参照ください。

(2) 事業所床面積

- ア 事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。(法 701 の 31①(4)、令 56 の 16、条 177 の 10①(3))
- イ 事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。(法 701 の 31①(6)、条 177 の 10①(5))
- ウ 家屋とは、固定資産税における家屋で、不動産登記法上の建物と同意義です。登記の有無にかかわらず、建物登記簿に登録されるべき建物をいいます。
- エ 自己所有であるか賃貸かを問わず、使用している者の事業所として取り扱います。
 なお、月極駐車場で、場所を特定して賃貸している場合は、借りている者の事業所として取り扱います。
- オ 廊下等の直接事業の用に供しない部分も居住用以外の施設は課税の対象になります。
- カ 床面積の取扱いと端数処理
- ・ 原則として実測面積によりますが、不動産登記簿又は固定資産税台帳上の面積が、実測面積と同様であれば、それらの面積を事業所床面積として差し支えありません。
 - ・ 事業所用家屋の各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により平方メートル (㎡) を単位として計算し、1 ㎡の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てます。
- キ 休止施設について、課税標準の算定期間の末日以前 6 月以上連続して休止している場合は課税標準に含めませんが、免税点判定の基礎となる事業所床面積には含めます。
 課税標準に含めない休止施設については、その範囲が明確に区画され、全く事業の用に供していない状態である必要があり、倉庫や物置など事業の用に供する物品等を保管している施設は課税標準に含めます。また、維持管理が行われ、いつでも操業できる状態にある、いわゆる遊休施設も課税標準に含めます。
- ク 事業所用家屋の共用部分がある場合、その床面積も課税の対象になります。

(3) 共用部分の取扱いについて

共用部分とは、2以上の事業者が使用している家屋で、廊下・階段・エレベーター・機械室などの共用されている部分をいいます。なお、1つの家屋に居住部分と非居住部分とがある場合も同様です。

◎ 共用部分がある場合の各事業者の事業所床面積の算式（専用部分に加算する共用部分の床面積は、それぞれの部分ごとに 1 m^2 の 100 分の 1 未満を切り捨て、端数処理を行います。）

$$\frac{\text{当該事業者の事業所床面積}}{\text{当該事業者の専用部分の床面積} + \text{共用部分の床面積}} \times \frac{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{共用部分を共用する事業者のすべての専用部分の合計床面積（空室になっている専用部分の床面積も含まれます）}}$$

【共用部分の計算の具体例】

階段					エレベーター	空調 機械室
廊 下						
A 社 1,500 m ²				B 社 1,000 m ²		

〔床面積の内訳〕

- ・ 建物の延床面積：3,300 m²
 - ・ A 社の専用面積：1,500 m²
 - ・ B 社の専用面積：1,000 m²
 - ・ 共用部分の面積：800 m²
- (階段、廊下、エレベーター、空調機械室)

〔計算式〕

$$\cdot \text{A社の事業所床面積} = 1,500 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 \times \frac{1,500 \text{ m}^2}{1,500 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2} = 1,980 \text{ m}^2$$

$$\bullet \text{ B社の事業所床面積} = 1,000 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 \times \frac{1,000 \text{ m}^2}{1,500 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2} = 1,320 \text{ m}^2$$

- ※ 移転などにより B 社の専用部分が空室になった場合も、A 社の事業所床面積は 1,980 m²で、変わりません。
- ※ 複数階層のビルの場合、各階ごとの計算は行われずに、全ての階層の専用部分と共用部分とをまとめて計算します。
- ※ 貸ビル等における共用床面積について、賃貸借契約書等に面積の記載がない場合は、貸ビル等の所有者へ照会を行うなどして確認してください。

(4) 課税標準の算定方法

① 事業所等の新設・廃止により事業所床面積が月割計算となる場合

課税標準の算定期間の中途において事業所等の新設・廃止があった場合、課税標準となる事業所床面積は月割計算によって算定します。(法 701 の 40②③、条 177 の 14②③)

ここでいう「新設」とは、新たな場所に事業所等を設けることであり、同一敷地内での施設面積の増は含みません。「新設」の月割計算については、支店や工場や営業所のように、そこで1単位の事業が行われるものに限られます。

A 算定期間の中途において事業所等の新設があった場合

$$\left(\begin{array}{lcl} \text{課税標準となる} & & \\ \text{事業所床面積} & = & \text{算定期間の末日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}} \end{array} \right) \quad \begin{array}{l} \text{(5)の計算例} \\ \boxed{\text{ア}} \boxed{\text{イ}} \boxed{\text{ウ}} \boxed{\text{エ}} \boxed{\text{ス}} \end{array}$$

※ 新設の日が算定期間の開始の日と同日の場合、月割計算とはならず、算定期間を通じて使用された事業所等として取り扱います。

(5)の計算例
サ

B 算定期間の中途において事業所等の廃止があった場合

$$\left(\begin{array}{lcl} \text{課税標準となる} & & \\ \text{事業所床面積} & = & \text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}} \end{array} \right) \quad \begin{array}{l} \text{(5)の計算例} \\ \boxed{\text{エ}} \boxed{\text{オ}} \boxed{\text{カ}} \boxed{\text{キ}} \end{array}$$

C 算定期間の中途において新設された事業所等で、当該算定期間の中途において廃止された場合

$$\left(\begin{array}{lcl} \text{課税標準となる} & & \\ \text{事業所床面積} & = & \text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から、廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}} \end{array} \right) \quad \begin{array}{l} \text{(5)の計算例} \\ \boxed{\text{ク}} \end{array}$$

※ 新設の日が算定期間の開始の日と同日の場合は、上記Bの計算となります。

※上記、月割計算とならない場合があります。次ページ（p.11）もご確認ください。

② 事業所床面積が月割計算とならない場合（事業所等の拡張又は縮小）

次の場合は、事業所等の新設又は廃止にあらず、事業所等の拡張又は縮小として取り扱います。

これらの場合には月割計算を行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等の課税標準となります。

- ・ 貸しビル等にて借受けている事業所等の床面積が増減した場合
- ・ 増築又は一部取り壊しにより事業所等の床面積が増減した場合
- ・ 同一敷地内に別棟の事業所用家屋を設置した場合又は同一敷地内の別棟の事業所用家屋を取り壊した場合（同一敷地内に存する複数の事業所用家屋は一つの事業所等として取り扱います。）

(5)の計算例

ケ コ

③ 12月に満たない課税標準の算定期間に係る月割計算

課税標準の算定期間が12月に満たない場合は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。（法701の40①③、条177の14①③）

$$\left(\begin{array}{l} \text{課税標準となる事業所床面積} \\ \text{課税標準となる事業所床面積} \end{array} = \begin{array}{l} \text{算定期間の末日現在における事業所床面積} \\ \text{算定期間の末日現在における事業所床面積} \end{array} \times \frac{\text{算定期間の月数【注】}}{12 \text{ 月}} \right) \quad \begin{array}{l} \text{(5)の計算例} \\ \text{サ シ ス} \end{array}$$

【注】この月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

（なお、上記(4)①のA～Cに係る月割計算時の“課税標準の算定期間の月数”も同様です。）

ここでいう暦に従って計算する月数とは

算定期間の開始日が月の中途である場合、その期間は最後の月においてその開始日に応答する日の前日に満了する（民法第143条第2項）期間と、最後の月の開始日に応答する日から事業期末までの日（1日以上端数が生じた場合はこれを1月とする（法701の40③））で考える。

例 6月29日 ～ 3月31日の事業年度の場合

- | | |
|-----------------------|-------|
| ①算定期間の開始日 | 6月29日 |
| ②最後の月において開始日に応答する日の前日 | 3月28日 |
| ③最後の月の開始日に応答する日 | 3月29日 |
| ④事業期末日 | 3月31日 |

①～② 9月 ③～④ 1月（3日を切り上げ）

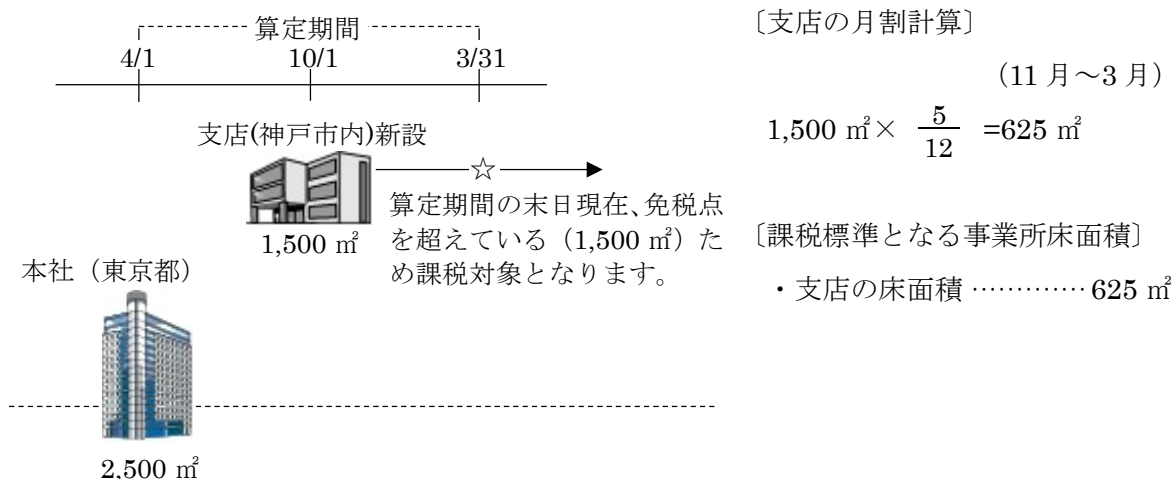
この例についての算定期間は10月となる

(5) 課税標準の計算例

ア【新設の事例】

東京都に本社のあるA社が、新たに神戸市内に支店を新設した。

・決算：3月31日 ・支店新設日：10月1日 ・支店床面積：1,500 m²



(説明)

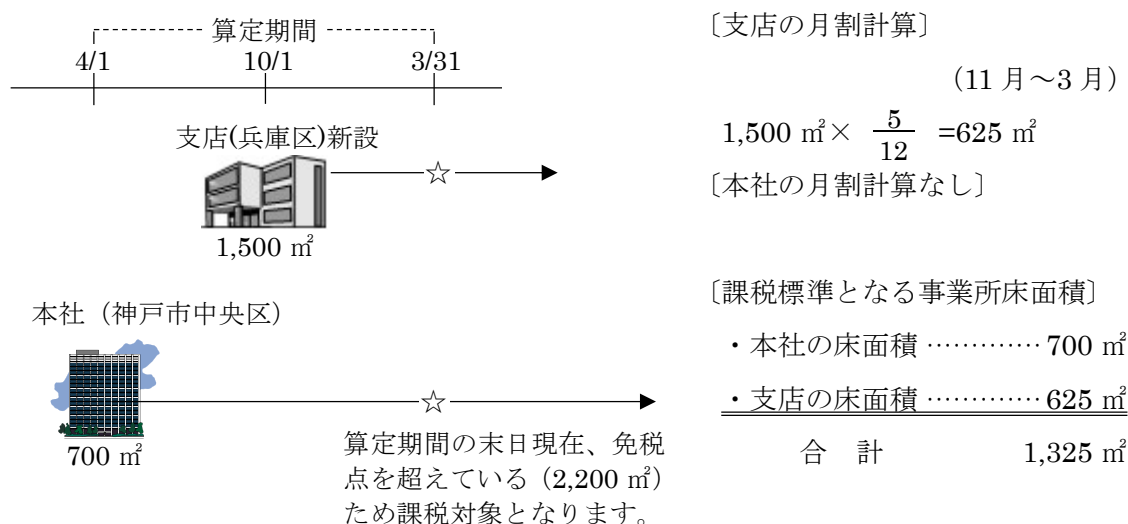
支店の月割計算は、新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数となります。なお、新設の日が月の初日(1日)であっても翌月からの月数になります。

ただし、新設の日が算定期間の開始日である場合(例：事業年度が4月1日～3月31日、新設の日が4月1日)は、算定期間を通じて使用された事業所等となり、月割計算にはなりません。

イ【新設の事例】

A社は、4月1日に中央区において本社を設立し、10月1日に兵庫区に支店を新設した。

・決算：3月31日 ・本社床面積：700 m² ・支店床面積：1,500 m²



(説明)

兵庫区の支店は月割計算になりますが、中央区の本社の新設日は算定期間の開始日と同日なので、算定期間を通じて使用された事業所となり、月割計算にはなりません。

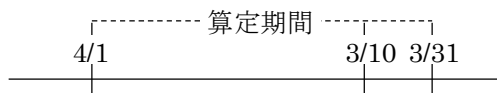
ウ【新設の事例】

東京都に本社のあるA社が、新たに神戸市内に支店を新設した。

・決算：3月31日

・支店開始日：3月10日

・支店床面積：1,500 m²



〔支店の月割計算〕

$$1,500 \text{ m}^2 \times \frac{0}{12} = 0 \text{ m}^2$$

支店(神戸市内)新設



1,500 m²

☆
算定期間の末日
現在、免税点を
超えている(1,500
m²)ため課税対象
となります。

〔課税標準となる事業所床面積〕

・支店の床面積 …………… 0 m²

本社(東京都)



2,500 m²

(説明)

算定期間の末日現在の事業所床面積は1,000 m²を超えるため、課税対象になりますが、課税標準は0 m²になります。(税額0円の申告書の提出が必要です。)

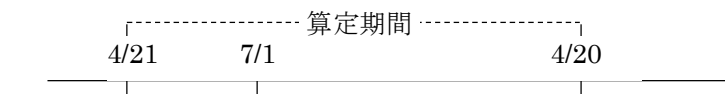
エ【移転(新設、廃止)の事例】

兵庫区に本社を構えるA社が、7月1日に本社を中央区に移転した。(旧本社は7月10日に廃止)

・決算：4月20日

・旧本社(兵庫区)床面積：800 m²

・新本社(中央区)床面積：1,100 m²



兵庫区
800 m²



1,100 m²

中央区へ本社移転

☆
算定期間の末日現在、
免税点を超えている
(1,100 m²)ため課税
対象となります。

〔月割計算〕

兵庫区(1月目～3月目)

$$800 \text{ m}^2 \times \frac{3}{12} = 200 \text{ m}^2$$

中央区(4月目～12月目)

$$1,100 \text{ m}^2 \times \frac{9}{12} = 825 \text{ m}^2$$

〔課税標準となる事業所床面積〕

・旧本社(兵庫区)床面積 … 200 m²

・新本社(中央区)床面積 … 825 m²

合 計

1,025 m²

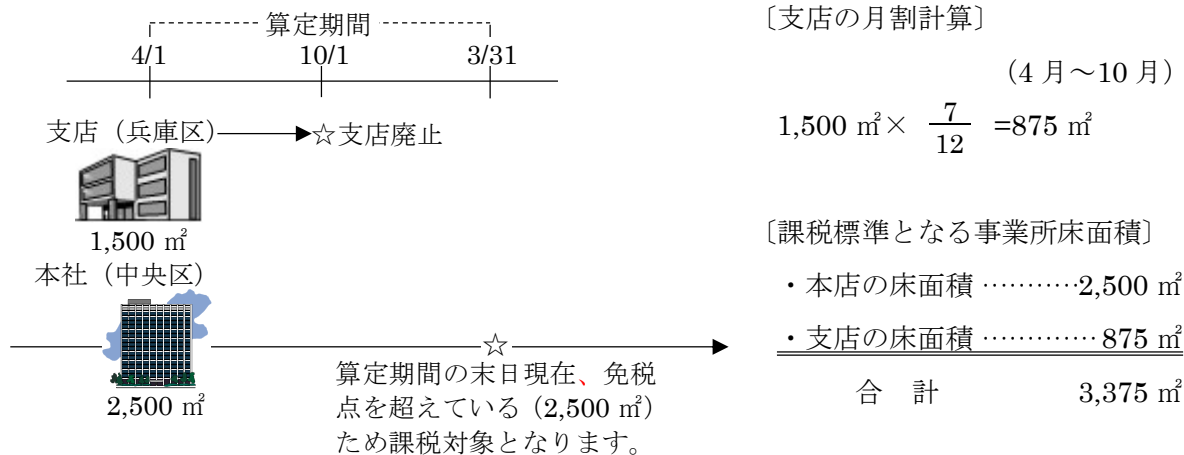
(説明)

算定期間を1月目：4/21-5/20 2月目：5/21-6/20 3月目：6/21-7/20・・・12月目：3/21-4/20と数え、どちらの事業所も算定期間の3月目で廃止・開設しているため上記の月数で月割計算をすることになる。

【廃止の事例】

中央区に本社のあるA社が、兵庫区の支店を10月1日に廃止した。

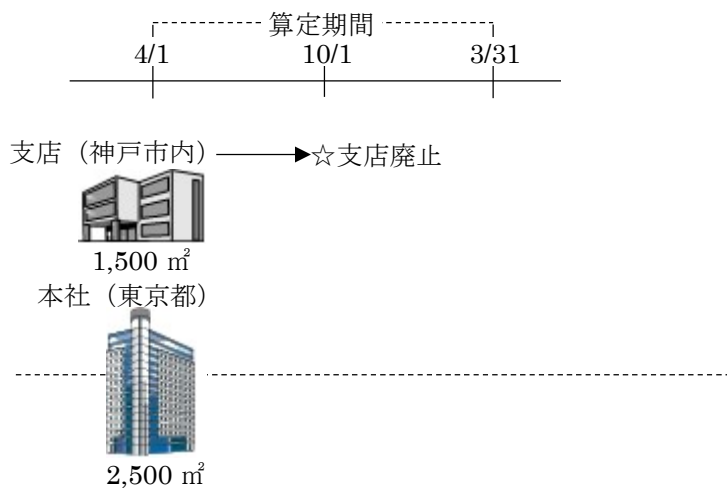
- ・決算：3月31日
- ・本社床面積：2,500 m²
- ・支店床面積：1,500 m²



【廃止の事例】

東京都に本社のあるA社が、神戸市内の支店を10月1日に廃止した。

- ・決算：3月31日
- ・支店床面積：1,500 m²



（説明）

算定期間の末日現在、神戸市内においては免税点以下（0 m²）となり、課税されません。

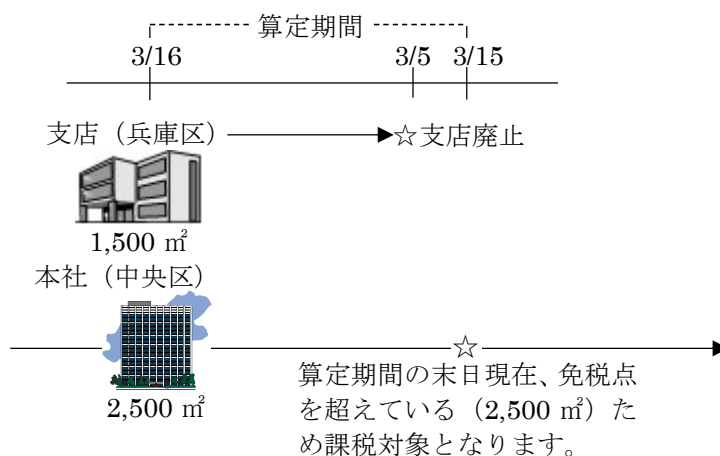
ただし、免税点以下であっても前事業年度（法人）又は前年の個人に係る課税期間において、事業所税の税額があった場合は申告書の提出が必要となります。（税額は0円）

詳しくはp.28【免税点以下の申告】①をご確認ください。

キ【廃止の事例】

中央区に本社のあるA社が、兵庫区の支店を3月5日に廃止した。

・決算：3月15日 ・本社床面積：2,500㎡ ・支店床面積：1,500㎡



〔支店の月割計算〕

（1月目～12月目）

$$1,500 \text{ ㎡} \times \frac{12}{12} = 1,500 \text{ ㎡}$$

（3月5日（廃止日時点の事業所床面積）

〔課税標準となる事業所床面積〕

・本社の床面積 ……………2,500㎡

・支店の床面積 ……………1,500㎡

合 計 4,000㎡

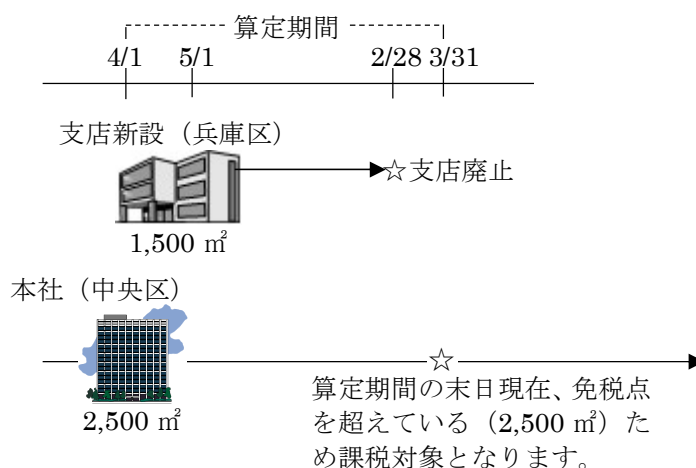
（説明）

算定期間を1月目：3/16-4/15・・・12月目：2/16-3/15 と数え、12月目に廃止しているため1～12月目までの計算となります。

ク【算定期間中に新設し、廃止した事例】

中央区に本社のあるA社が、5月1日に兵庫区に支店を新設し、翌年2月28日に廃止した。

・決算：3月31日 ・本社床面積：2,500㎡ ・支店床面積：1,500㎡



〔支店の月割計算〕

（6月～2月）

$$1,500 \text{ ㎡} \times \frac{9}{12} = 1,125 \text{ ㎡}$$

〔課税標準となる事業所床面積〕

・本店の床面積 ……………2,500㎡

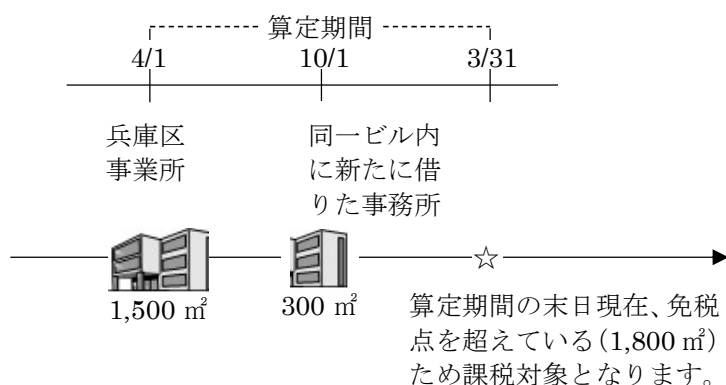
・支店の床面積 ……………1,125㎡

合 計 3,625㎡

【ケ】【拡張の事例】

A社は兵庫区内の貸し事務所で事業を行っているが、10月1日に同一ビル内に新たに事務所を借り増した。

- ・決算：3月31日
- ・事業所床面積 $1,500 \text{ m}^2$ + 新たに借りた事務所床面積 $300 \text{ m}^2 = 1,800 \text{ m}^2$ 〔課税標準となる床面積〕



(説明)

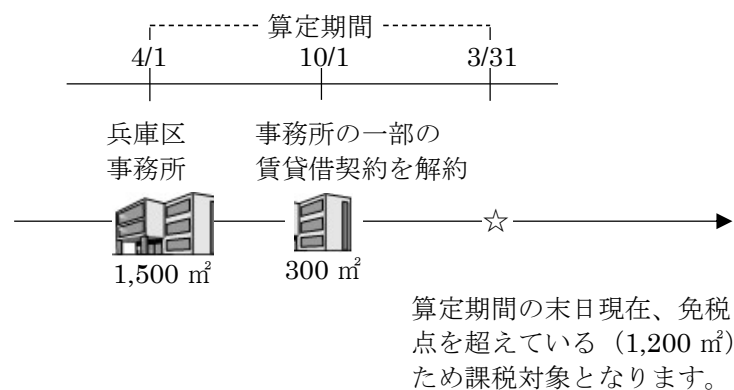
同一家屋内の事業所における建物の床面積の増加は、事業所の新設には該当せず、算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

同一敷地内に新築又は増築された事業所用家屋の床面積の増加についても、事業所等の新設には当たらず、算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

【コ】【縮小の事例】

A社は兵庫区内の貸し事務所で事業を行っているが、10月1日に事務所の一部の賃貸借契約を解約した。

- ・決算：3月31日
- ・事業所床面積 $1,500 \text{ m}^2$ - 賃貸借契約を解約した床面積 $300 \text{ m}^2 = 1,200 \text{ m}^2$ 〔課税標準となる床面積〕



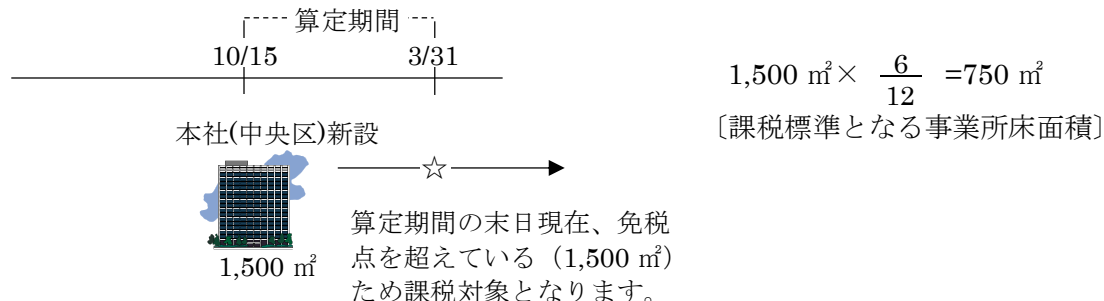
(説明)

同一家屋内又は同一敷地内における事業所用家屋の床面積の減少は、事業所の廃止には該当せず、算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

【事業開始（法人設立）の事例】

A社は、10月15日に初めて事業を開始（法人を設立）し、中央区に本社事務所を新設した。

・決算：3月31日 ・本社床面積：1,500 m²



（説明）

この事例の場合の課税標準の算定期間は「事業の開始の日から事業年度の終了の日まで」となります。

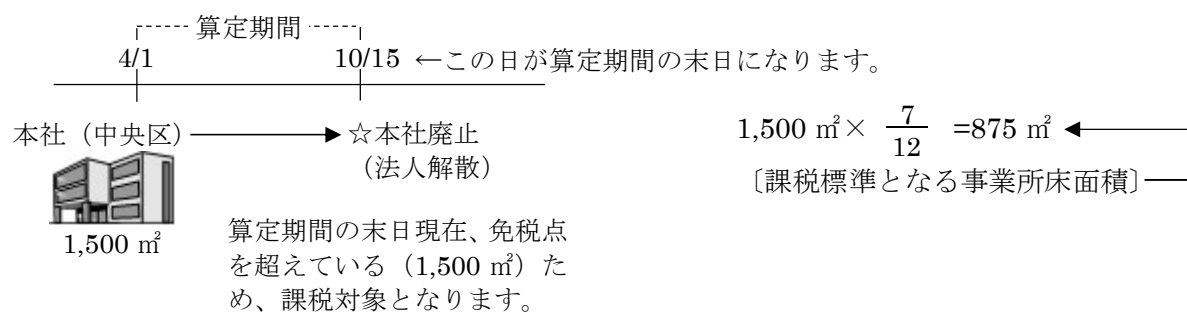
したがって、事業所等の月割計算は行わず、(4)③「12月に満たない課税標準の算定期間に係る月割計算」に該当し、次の算式により求めます。

$$\left(\text{算定期間の末日における事業所床面積} \times \frac{\text{算定期間の月数}}{12 \text{ 月}} \right) \quad \begin{array}{l} \text{1月目 10/15-11/14} \cdots \text{5月目 2/15-3/14} \\ \text{6月目 3/15-3/31 (1月とみなす)} \end{array}$$

【事業廃止（法人解散）の事例】

A社は、10月15日に事業を廃業（法人を解散）し、中央区の本社を廃止した。

・決算：3月31日 ・本社床面積：1,500 m²



（説明）

事例【サ】と同様、事業所等の月割計算は行わず、(4)③「12月に満たない課税標準の算定期間に係る月割計算」に該当します。

$$\left(\text{算定期間の末日における事業所床面積} \times \frac{\text{算定期間の月数}}{12 \text{ 月}} \right) \quad \text{この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします。}$$

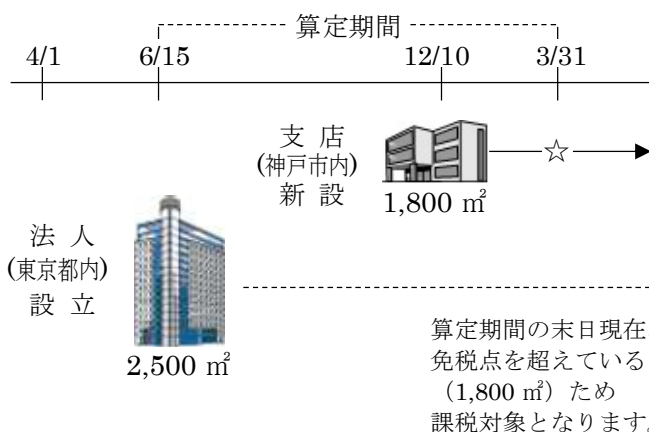
ス【事業開始（法人設立）・事業所等新設の事例】

A社は、6月15日に東京で事業を開始（法人を設立、同日東京都内に本社を設置）し、その後、12月10日に神戸市内に支店を新設した。

・決算：3月31日

・支店新設日：12月10日

・支店床面積：1,800 m²



〔支店の月割計算〕

4月（12/15-3/31：7-10月目）

※ 新設日の翌月から算定期間終了月まで。

〔課税標準の算定期間〕

10月（6/15-3/31：9月+17日）

※ 設立日から算定期間終了日まで。

1月に満たない端数は1月となります。

〔課税標準となる事業所床面積〕

$$1,800 \text{ m}^2 \times \frac{10}{12}^{(*1)} \times \frac{4}{10}^{(*2)} = 600 \text{ m}^2$$

*1… 算定期間の月割計算。

*2… 算定期間中の支店設置期間。

（説明）

算定期間を1月目：6/15-7/14…6月目：11/15-12/14…10月目：3/15-3/31と数えます。

事例^サとは異なり、事業所の新設の日が算定期間の開始の日と同日ではないため月割計算が必要となります。新設の日である12/10は算定期間の6月目にあたるため、新設日の属する月の翌月である7月目-10月目が月割の対象期間になります。

5 資産割の税率

資産割の税率は、事業所床面積1 m²につき600円です。（法701の42、条177の15）

《従業者割》

6 従業者割の免税点

従業者割は、神戸市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下の場合には課税されません。(法 701 の 43①③、条 177 の 16①③)

(1) 従業者割の免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

(2) 従業者の勤務形態によって免税点判定に含まれるものと含まれないものがあります。

(従業者の範囲一覧表 p. 21 参照)

【例】A社：事業年度 4/1～3/31 (3/31 現在の従業者の状況・・・従業者合計 115 人)

① 役員・・・・・・・・・・ 10 人

② 一般従業者・・・・・・・・ 80 人

③ 65 歳以上の従業者・・・・ 15 人

④ 非課税施設に係る従業者・・・・ 10 人

③、④は課税対象とならないため、

90 人 ≤ 100 人で免税点以下となります。

(3) 算定期間を通して従業者の数に著しい変動がある場合

従業者の数に著しい変動がある事業所とは、一つの事業所等の単位で算定期間中の各月の末日現在の従業者のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の 2 倍を超える事業所等です。

(法 701 の 43④、令 56 の 73、条 177 の 16④)

次の算式により算出された数を、算定期間の末日の従業者数とみなします。

$$\text{その事業所等の従業者数} = \frac{\text{算定期間中の各月末日現在の従業者数の合計}}{\text{算定期間の月数}}$$

ただし、算定期間の中に廃止された事業所等は、従業者の数に著しい変動がある場合に該当しません。

(4) 特殊な免税点判定（みなし共同事業の場合）(p. 6 参照)

7 従業者割の課税標準

従業者割の課税標準は、神戸市内の事業所等において課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。(法 701 の 31①(3)(5)、法 701 の 40①、取通(市)第 9 章 3(6)イ、条 177 の 10①(2)(4)、条 177 の 14①)

- (1) 従業者とは、一般従業者のほか、役員（使用人兼役員を含む）、パートタイマー、日々雇用する臨時従業者、出向社員などを含みます。
- (2) 従業者給与総額とは、算定期間中に、従業者に対して支払われた、又は支払われるべき給与等（原則として所得税法上給与所得となる給与）の総額をいい、具体的には次のとおりです。

【従業者給与総額に含まれるもの】

- ・ 給与 ・ 賃金 ・ 賞与 ・ 俸給 ・ 扶養手当 ・ 住居手当 ・ 時間外勤務手当
- ・ 所得税の取扱上非課税とならない現物給与、通勤手当等

【従業者給与総額に含まれないもの】

- ・ 退職給付金 ・ 年金 ・ 恩給 ・ 所得税の取扱上非課税となる給与（通勤手当の一部等）

※ 従業者の勤務形態によって従業者給与総額に含まれるものと含まれないものがあります。(従業者の範囲一覧表 p. 21 参照)

8 従業者割の税率

従業者割の税率は、従業者給与総額の 100 分の 0.25（0.25％）です。(法 701 の 42、条 177 の 15)

【例】従業者 150 人の給与総額が 600,000,000 円の場合

(課税標準) (税率) (税額)

従業者割の税額・・・600,000,000 円×0.25％＝1,500,000 円

9 従業員の範囲一覧表（免税点と課税標準）

従業員の区分		免税点の判定	課税標準	備考
役員 ※1	無給の役員	従業員に含めない		使用人兼務の役員は役員として取扱う
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める	
	非常勤の役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
65歳以上の者（役員を除く）※2		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
障害者（役員を除く）※3		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
パートタイマー※4		従業員に含めない	従業員給与総額に含める	1日又は1週の所定労働時間が正規従業員の3/4未満等
日々雇用等の臨時従業員		従業員に含める	従業員給与総額に含める	
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業員に含める	従業員給与総額に含める	
中途退職者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める	
中途転勤者		課税標準の算定期間の末日に勤務する事業所等の従業員に含める	市内の事業所等での勤務に対する給与等は従業員給与総額に含める	
出向社員 ※5	出向元が給与を支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める	法人税法上給与相当として取扱われている
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める	
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社が支払う給与等を支払ったそれぞれの会社の従業員給与総額に含める	
神戸市外への派遣※6 （派遣法に基づく派遣社員を除く）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
派遣法※7に基づく派遣社員		派遣元の従業員に含める	派遣元の従業員給与総額に含める	
神戸市外への出張※8		出張元の従業員に含める	出張元の従業員給与総額に含める	長期出張又は派遣と同様と認められる場合は含めない
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は含める	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める	
常時船舶の乗組員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
雇用改善助成対象者※9		従業員に含める	給与等の1/2を従業員給与総額に含める	
事業専従者		従業員に含める	事業専従者控除額を従業員給与総額に含める	
非課税施設の従業員		課税標準の算定期間の末日に非課税に該当する従業員は含めない	非課税規定の適用を受ける期間に支払う給与等は従業員給与総額に含めない	

[説明]

※1 役員とは

法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のほか、相談役、顧問その他これに類する者で法人の経営に従事している者です。

※2 年齢 65 歳以上の者、障害者、雇用改善助成対象者の判定について

免税点の判定においては、課税標準の算定期間の末日の現況によって判定します。

従業者給与総額の計算においては、その者に対して給与等が支払われる時の現況によって判定します。すなわち、給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等）の末日が判定日となります。

※3 障害者とは

所得税、住民税において障害者控除の対象と定義された範囲に、障害者職業センターにより知的障害者と判定された方を加えた範囲をいいます。

※4 パートタイマーとは

形式的な呼称ではなく、勤務状態によって判定します。一般的な雇用期間の長短ではなく、当該事務所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（同一職種の正規従業者と比較して4分の3未満であるもの。例えば、正規従業者の1日の所定労働時間が8時間の場合に1日の所定労働時間が6時間未満のもの。）をすることとして雇用されているものであり、休暇・社会保険・賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

※5 出向とは

出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権が出向先企業にあり出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

※6 派遣（派遣法に基づく派遣社員を除く）とは

派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

※7 派遣法とは

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律をいいます。

なお、神戸市外へ派遣されている派遣社員については、免税点の判定に含めず、その期間中に支払われた給与等についても従業者給与総額に含めません。

※8 出張とは

企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

出張が、長期出張又は派遣と同様と認められる場合は、出張元において、免税点の判定に含めず、その期間中に支払われた給与等についても従業者給与総額に含めません。

なお、長期出張とは出張期間が1年以上の場合をいいます。

※9 雇用改善助成対象者とは

年齢が 55 歳以上 65 歳未満の従業者のうち、次に掲げる方です。

	雇用改善助成対象者の範囲	根拠規定
1	高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者	雇用保険法第 62 条第 1 項第 3 号又は第 6 号 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令第 2 条第 2 号
2	作業環境に適応させるための訓練を受けた者	雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 18 条第 5 号
3	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第 10 条第 3 号に規定する雇用奨励金の支給に係る者	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第 10 条第 3 号

10 非課税〔資産割・従業者割共通〕

非課税とは地方税法の規定により、事業所税が課税されないことをいいます。事業所税における非課税施設の範囲は、別冊「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧表」をご参照ください。
(法 701 の 34、条 177 の 11 の 2)

事業所税の非課税には、人的非課税と用途非課税があります。

人的非課税とは、国、公共法人、公益法人等の法人自体の公共性、公益性から非課税とされているものです。ただし、公益法人等でも収益事業を行う事業所等は課税となります。

用途非課税とは、特定の用途に供される施設に着目し、非課税とされているものです。

(1) 主な非課税対象施設

① 福利厚生施設

ア 食堂・売店・娯楽室・診療室・体育館・理髪室等

一般的には、事業活動を遂行するために設けられる施設とは考えられず、勤労者のために常時設けられている福利厚生施設に該当します。

イ 更衣室・仮眠室・休憩室・宿泊室・図書室等

事業活動上必要な施設と考えられる場合（例えば、百貨店など制服着用が義務づけられている場合の更衣室等）と、従業者の福利厚生のために設けられる場合とが考えられます。本来の事業の性質、施設の利用実態等を勘案して判定し、業務用施設と認められる場合は福利厚生施設に該当しません。

ウ 社員寮・社宅

人の居住の用に供するものであるため、事業所用家屋に該当せず、課税対象とはなりません。

エ 研修所

一般的には事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設には該当しません。

- ② 消防用設備・防災設備（特定防火対象物のみ適用します。別冊「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧表」参照）

これらの設備・施設は建築基準法及び消防法の規定を基に判定を行いますので、消防検査の時の届出資料の提示及び写しの提出を必要とする場合があります。

(2) 非課税の適用判定日

- ① 非課税の適用を受けるものかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。（[法 701 の 34⑥](#)）
- ② 課税標準の算定期間の中で廃止した事業所等においては、廃止直前に行われていた事業が非課税の適用を受ける事業かどうかにより判定します。（[取通第 9 章 3 \(5\) オ](#)）
- ③ 従業者割の従業者給与総額の算定においては、非課税の対象となる事業所等に係る期間に支払われた給与等が非課税となります。

(3) 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋において、非課税施設と課税施設があり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、非課税として適用される床面積は、当該非課税施設部分のみの床面積であり、廊下等の共用部分は按分されません。

(4) 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行っている場合の非課税の適用

同一事業所において収益事業と収益事業以外とを併せて行っている場合、事業所の床面積又は従業者給与総額を算定する際、非課税規定の適用を受けているものと受けてないものとを区分することができないときは、法人税法施行令第 6 条の規定による区分経理の方法に基づき、非課税の適用を受けるものを算出します。（[令 56 の 23](#)）

(5) 非課税の適用を受ける事業とその他の事業を併せて行っている場合の従業者給与総額の算定方法

非課税の適用を受ける事業と、受けない事業に従事した従業者の分量に応じてその者の給与額を按分します。ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。（[令 56 の 49](#)）

1 1 課税標準の特例〔資産割・従業者割共通〕

課税標準の特例とは、地方税法の規定により事業所税の課税標準のある一定割合を軽減する措置のことをいいます。事業所税における課税標準の特例施設の範囲は、別冊「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧表」をご参照ください。[（法 701 の 41、附則 33、条 177 の 14 の 2）](#)

課税標準の特例規定が適用される場合、各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額から、それぞれの控除割合を乗じて得た面積又は金額が課税標準から控除されます。

【例】心身障害者多数雇用事業所

甲(株)は心身障害者を多数雇用する事業所である。

・ 事業所床面積 1,800 m² ・ 特例控除割合 1/2 ・ 控除面積 1,800 m² × 1/2 = 900 m²
(計算式)

控除面積 税率 資産割税額

(1,800 m² - 900 m²) × 600 円 = 540,000 円

※ 免税点の判定は、課税標準の特例を適用する前の事業所床面積 (1,800 m²) を基準として判定し、この例では免税点を超えます。したがって、1/2 の控除後の 900 m² が課税標準床面積となります。

(1) 課税標準の特例の適用判定日

- ① 課税標準の特例の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。[（法 701 の 41③）](#)
- ② 課税標準の算定期間の中で廃止した事業所等においては、廃止直前に行なわれていた事業が特例の適用を受ける事業かどうかにより判定します。[（取通第 9 章 3\(7\)イ）](#)
- ③ 従業者割の従業者給与総額の算定においては、特例の対象となる事業所等に係る期間に支払われた給与等が特例対象となります。

(2) 特例対象施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋において、特例対象施設と課税施設があり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、特例対象として適用される床面積は、当該特例対象施設部分のみの床面積であり、廊下等の共用部分は按分されません。

(3) 課税標準の特例の適用を受ける事業とその他の事業を併せて行っている場合の従業者給与総額の算定方法

課税標準の特例の適用を受ける事業と、受けない事業に従事した従業者にかかる従業者給与総

額の算定は、非課税の場合と同様（分量に応じて按分など）の方法で行います。（p. 24 参照）（[令 56 の 67](#)）

（4） 課税標準の特例規定の重複適用

別冊「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧表」に掲げた課税標準の特例に係る規定のうち、2 つ以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。（[令 56 の 71](#)）

適用順位	適用条項
1	地方税法第 701 条の 41 第 1 項
2	地方税法第 701 条の 41 第 2 項

（注）適用順位に従い第 1 項の規定の適用後の課税標準を基礎として、第 2 項の規定が適用されます。地方税法第 701 条の 41 第 1 項の各号の重複適用は行いません。

1 2 減免〔資産割・従業者割共通〕

地方税法上非課税又は課税標準の特例規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、神戸市市税条例（第 177 条の 27）によって、減免措置を講じています。減免の対象範囲と減免割合は別冊「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧表」をご参照ください。（[規 29](#)）

（1） 減免の手続

減免を受けようとする場合は「事業所税減免申請書」を提出する必要があります。その際、減免を受けようとする事由を証する書類・資料を添付していただきます。

（2） 減免の適用判定日

- ① 減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。（[規 29②](#)）
- ② 課税標準の算定期間の中で廃止した事業所等においては、廃止直前に行われていた事業が減免の適用を受ける事業かどうかにより判定します。
- ③ 従業者割の従業者給与総額の算定においては、減免の対象となる事業所等に係る期間に支払われた給与等が減免対象となります。

（3） 減免対象施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋において、減免対象施設と課税施設があり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、減免対象として適用される床面積は、当該減免対象施設部分のみの床面積であり、廊下等の共用部分は按分されません。

1 3 事前提出書類及び現地調査

新築等により新たに開設された事業所等、増築等により面積の変動が生じた事業所等につきましては、事前に★建築図面等の資料（コピーしたもの）を提出してください。

非課税施設、特例施設又は減免施設は、地方税法等または神戸市市税条例等により判定されます。判定にあたり必要に応じて現地確認をさせていただきます。

なお、事前提出書類の内容等の詳細につきましては、事業所税担当者までお問い合わせ下さい。

★ 提出書類の例

- 1 建物各階平面図
- 2 建築求積図
- 3 建物表題登記申請書（写）：法務局へ提出されたもので、図面付のもの
〔非課税・特例・減免の対象となる施設の場合〕
- 4 消防用設備等検査済証（写）：消防署から発行されたもの
- 5 百貨店等の避難通路設置届出書（写）：消防署に提出されたもので、図面付のもの
- 6 その他、各対象施設であることを証する書類

※ 提出された書類等につきましては、お返しできませんのでご了承ください。

※ テナント等に貸付けた家屋については、家屋所有者に提出していただく「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」を基礎資料とさせていただきます。

第3部 事業所税の申告と納付のあらまし

1 事業所税の申告

(1) 申告義務者

申告義務者は、神戸市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で、次のいずれかの要件に該当する方です。

【申告納付】

課税標準の算定期間の末日現在において

- ① 神戸市内に所在する各事業所等の合計床面積（非課税に該当するものを除く）が、1,000 m²を超えた場合
- ② 神戸市内に所在する各事業所等の合計従業者数（非課税に該当するものを除く）が100人を超えた場合

この場合、申告とともに、その税額を金融機関等で納付してください。

(法 701 の 46①、法 701 の 47①、条 177 の 18①、条 177 の 19①)

【免税点以下の申告】

- ① 前事業年度（法人）又は前年の個人に係る課税期間において、事業所税の税額があった場合
- ② 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在するすべての事業所等の合計床面積（非課税部分を含む）が800 m²を超えた場合
- ③ 課税標準の算定期間の末日において、市内に所在するすべての事業所等の合計従業者数（非課税従業者を含む）が80人を超えた場合

(法 701 の 46③、法 701 の 47③、条 177 の 18③、条 177 の 19③)

(2) 申告納付期限

- ・ 法人・・・事業年度終了の日より2月以内（法人市民税のような延長制度はありません）

(法 701 の 46①、条 177 の 18①)

- ・ 個人・・・翌年の3月15日まで

（年の途中で事業を廃止した場合はその廃止の日から1月以内。事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から4月以内）(法 701 の 47①、条 177 の 19①)

(3) 提出書類

申告書第44号様式及び別表1～4 その他添付資料

(4) お問い合わせ先・申告書の提出先

神戸市行財政局税務部（市税事務所） 法人税務課 事業所税担当 ☎ 078-647-9397
〒653-8772 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎2階

(5) 納付場所

神戸市指定金融機関、神戸市指定代理金融機関、神戸市収納代理金融機関

※ 詳しくは、神戸市ホームページの「市税の納付場所」をご確認ください。

(6) 修正申告・更正の請求

すでに確定した課税標準又は税額が過少であったため、不足額を生じることとなる場合は、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。(法 701 の 49②、条 177 の 21②)

申告書に記載した課税標準又は税額の計算が、法令の規定に従っていなかった場合、又はその計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、申告納付期限から5年以内に限り更正の請求ができます。更正の請求は「更正の請求書」を提出してください。(法 20 の 9 の 3、条 12 の 2)

(7) 決定・期限後の申告

申告納付期限までに申告がない場合には、市長は自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準及び税額を決定することがあります。(法 701 の 58②、条 177 の 28②)

ただし、申告納付期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することができます。(法 701 の 49①、条 177 の 21①)

(8) 延滞金、加算金

申告納付期限後に事業所税を納付する場合は、延滞金がかかります (p. 30 参照)。

また、過少な申告をした場合又は申告期限までに申告をしなかった場合には、過少申告加算金又は不申告加算金等が課されます (p. 31 参照)。

2 事業所等の新設・廃止に関する申告

(1) 申告義務者

神戸市内において事業所等を新設・廃止した方です。(法 701 の 52①、条 177 の 24)

(2) 申告期限

事業所等を新設・廃止した日から2月以内に申告してください。(条 177 の 24)

(3) 提出書類

「事業所等の新設（廃止）に関する申告書」を提出してください。

なお、法人の異動届（法人市民税用）の提出により、本申告書の提出は不要となります。

3 各種申告時の端数処理（減免申請に係る端数処理については p. 47 をご参照ください。）

- (1) 税額……………資産割額・従業者割額の合計で100円未満切捨て
- (2) 事業所床面積……………1㎡の100分の1未満切捨て
- (3) 従業者給与総額……………1円未満切捨て
- (4) 課税標準となる従業者給与総額 ……1,000円未満切捨て

4 延滞金

申告納付期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ下記の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。（平成12年1月1日以降の期間について、特例の割合が適用されており、この率は毎年見直しされます。）

- (1) 期限内申告の場合は、納期限後1月を経過するまでの期間
- (2) 期限後申告又は修正申告後1月を経過するまでの期間
- (3) 更正又は決定の場合は、更正又は決定による指定納期限（更正又は決定の通知をした日から1月を経過する日）後1月を経過するまでの期間

	本 則 (年率)	特 例 (年率)	
		平成26年1月1日以降令和 2年12月31日までの期間	令和3年1月1日以降の期間
上記の(1)(2)(3)の 期間	7.3%	特例基準割合※1 + 1%	延滞金特例基準割合※2 + 1%
それ以後	14.6%	特例基準割合※1 + 7.3%	延滞金特例基準割合※2 + 7.3%

※1. 前々年の10月から前年9月における銀行の新規の短期貸出約定金利の合計を平均した割合として告示された割合に、年1%の割合を加算した割合。

※2. 前々年の9月から前年8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として告示された割合に、年1%の割合を加算した割合。
（令和4年1月1日以降の延滞金特例基準割合については、年1.4%が適用されます。）

（法701の59②、法701の60、附則3の2①、条177の29②）

5 加算金

(1) 加算金

過少な申告をした場合には過少申告加算金が、申告期限までに申告をしなかった場合には不申告加算金がそれぞれ課されます。加算金が課される割合は以下のとおりです。(法 701 の 61①②③④⑥、条 177 の 29①)

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、修正申告をした場合又は更正をした場合（修正申告をした場合で、更正があるべきことを予知したものでないときを除く。）	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分については 15%)
不申告加算金	期限後に申告をした場合	納付すべき税額×15% (申告税額のうち、50 万円を超え 300 万円以下の部分については 20%、300 万円を超える部分については 30%)
	期限までに申告がないため、決定をした場合	
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、修正申告をした場合又は更正をした場合	
	決定後に修正申告をした場合又は更正をした場合	
加算金	期限後に申告又は修正申告をした場合で、更正又は決定があるべきことを予知したものでないとき	納付すべき税額×5%

(2) 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装したことによる場合には、重加算金（過少申告加算金に代えて 35%、不申告加算金に代えて 40%）が課されます。(法 701 の 62①②、条 177 の 29①)

(3) 加算金の加重措置

申告期限後の申告書の提出又は更正・決定（以下「期限後申告等」といいます。）があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、不申告加算金（注 1）又は重加算金（注 2）を課されたことがある場合は、その期限後申告等について課される加算金の割合を 10%加重します。

また、期限後申告等の前年度及び前々年度について、不申告加算金（注 1）又は重加算金（注 3）に係る決定をすべきと認める場合も、その期限後申告等について課される加算金の割合を 10%加重します。(法 701 の 61⑤、法 701 の 62③、条 177 の 29③④)

(注 1) 更正又は決定があるべきことを予知したものに限ります。

(注 2) 過少申告加算金に代えて課される重加算金であっても、不申告加算金に代えて課される重加算金であっても該当します。

(注 3) 不申告加算金に代えて課される重加算金に限ります。

6 事業所用家屋の貸付けに関する申告

この申告は、当該事業所用家屋の延べ床面積のうち貸し付けている部分に係る床面積が、所有者の事業所税（資産割）の対象にならない事を示すとともに、貸し付けている各テナントの神戸市内における事業所床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるかどうかを判定する際に必要となる申告書です。（法 701 の 52②、条 177 の 25）

(1) 申告義務者

事業所用家屋の全部、又は一部をテナント等に貸し付けている方です。賃貸借契約の変更等により、テナント等の貸付け床面積が増減した場合にも申告が必要です。

(2) 申告期限

新たに貸付けた場合、異動がある場合（貸付け面積の増減等）は事由が発生した日の属する月の翌月の末日までに申告してください。

(3) 提出書類

「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」（第 51 号様式）を提出してください。

第4部 事業所税の計算・記載例

1 一般事務所：自社ビルの例

〔資産割・従業者割の例〕

(決算：3月31日)

	中央区の本社	灘区のB支店	北区のC支店(1月20日廃止)
事業所床面積	913.32 m ²	517.25 m ²	174.97 m ²
福利厚生施設	71.54 m ² (社員食堂)	53.35 m ² (休憩室)	20.79 m ² (休養室)
従業者	65人 (内障害者2人)	43人	7人 (算定期間末日0人)
給与支払総額	246,798,735円 内非課税従業者給与 4,635,240円	168,394,688円	38,309,290円 (廃止の日までに支払われた給与支払総額)

🔍 免税点の判定

(1) 資産割

- 事業所床面積は算定期間の末日時点の神戸市内にあるすべての事業所床面積を合計します。
 $913.32 \text{ m}^2 + 517.25 \text{ m}^2 = 1,430.57 \text{ m}^2$
- 社員食堂、休憩室は福利厚生施設として非課税施設に該当します。
- 免税点は事務所床面積から非課税部分（本社社員食堂 71.54 m²、B支店休憩室 53.35 m²）を除いた床面積で判定します。
 $(1,430.57 \text{ m}^2 - 124.89 \text{ m}^2) > 1,000 \text{ m}^2$ で免税点を超えるため、資産割の課税対象となります。
- 課税標準の算定期間の中途において事業所を廃止した場合の課税標準床面積は月割計算で算定します（算定期間の中途の新設・廃止については、p. 10 をご参照ください。）。

$$\text{C支店} : (174.97 \text{ m}^2 [\text{事業所床面積}] - 20.79 \text{ m}^2 [\text{福利厚生施設 (休養室)}]) \times 10 / 12 = 128.48 \text{ m}^2$$

(1 m²の1/100未満端数切捨て)

(2) 従業者割

- 従業者数は神戸市内の算定期間の末日にあるすべての事業所の従業者数から非課税対象従業者数（障害者2人）を差引きします。従業者 106人（65人 + 43人 - 2人） > 100人で免税点を超えるため、従業者割の課税対象となります。

🔍 税額の計算

〔資産割〕

	算定期間に使用された床面積	中途において廃止された床面積
事業所床面積	1,430.57 m ²	174.97 m ²
非課税床面積	124.89 m ²	20.79 m ²
課税標準床面積	1,305.68 m ²	128.48 m ² (月割計算後の面積)
課税標準床面積合計	1,434.16 m ²	

$$1,434.16 \text{ m}^2 (\text{課税標準床面積}) \times 600 \text{ 円 (税率)} = 860,496 \text{ 円 (税額)}$$

〔従業者割〕

246,798,735 円 }
168,394,688 円 } 453,502,713 円 - 4,635,240 円 = 448,867,473 円
38,309,290 円 }

〔課税標準となる従業者給与総額〕 (税率) (税額)
448,867,000 円 $\times 0.25\% = 1,122,167$ 円
(1,000 円未満切捨て) (1 円未満切捨て)

申告すべき事業所税額

860,496 円 (資産割) + 1,122,167 円 (従業者割) = 1,982,663 円 → 合計税額 1,982,600 円
(100 円未満切捨て)

申告と納期限

当事例では事業年度の終了が 3 月 31 日なので、2 月以内の 5 月 31 日までに申告書の提出と税額の納付が必要です。

注 一般オフィスビルは特定防火対象物に該当しないため、消防用設備・防火設備を設置していても非課税の適用はありません (別冊「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧表」参照)。

申告書の記載例

「個人番号又は法人番号」欄には、申告者のマイナンバーを記載してください。
(別表 1～別表 4 も同様です。)

この欄は、修正申告の場合は「修正」と記載し、それ以外は空欄で結構です。

受付印	令和 7 年 5 月 31 日	※ 処理事項	精査・検算 内容審査 台帳記入 明細簿作成 調定統計	発信年月日 通信日付印	整理番号	事務所	区分	管理番号	申請区分
神戸市市税事務所 宛									
(フリガナ) 氏名又は名称 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 法人の代表者氏名	カブシキカイシャ ハナドケイ 株式会社 花時計 9 0 0 0 0 2 0 2 8 X X X X ハナサキ カオル 代表取締役 花咲 薫	住所 本店 所在地 支店	〒 650 - 0001 (電話) 078 - 322 - 63XX 〒 - (電話) - -	申告年月日 令和 年 月 日	事業種目 食料品卸売	資本金の額又は出資金の額 30,000	所轄税務署名 神戸 税務署		
令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度又は課税期間				申告書	この申告に 応答する者の 氏名 (電話) 078 - 322 - 63XX 一輪 菊子				
資 産 割	事業所床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	1,430.57	㎡	従業者給与総額 ⑫	453,502,713	円		
		算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積 ②	174.97	㎡	非課税に係る従業者給与総額 ⑬	4,635,240	円		
	非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積 ③	124.89	㎡	控除従業者給与総額 ⑭		円		
		②に係る非課税床面積 ④	20.79	㎡	課税標準となる従業者給与総額 (⑬-⑭-⑯) (1,000円未満切捨て)	448,867,000	円		
	控除	①に係る控除床面積 ⑤		㎡	従業者割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$) ⑯	1,122,167	円		
		②に係る控除床面積 ⑥		㎡	既に納付の確定した従業者割額 ⑰		円		
	課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{1}{12}$ ⑦	1,305.68	㎡	資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑯) (100円未満切捨て)	1,982,600	円		
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧	128.48	㎡	既に納付の確定した事業所税額 (⑰+⑱) (100円未満切捨て)		円		
		課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨	1,434.16	㎡	この申告により納付すべき事業所税額 (⑮-⑰) ⑲	1,982,600	円		
		資産割額 (⑨×600円) ⑩	860,496	円	備 考 C支店: 月割り=(174.97㎡-20.79㎡)×10月/12月=128.48㎡				
	既に納付の確定した資産割額 ⑪		円	関与税理士 氏名 (電話) - -)					

「明細区分」の欄は、“1：事業所等が算定期間を通じて使用されたもの”、“2：事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたもの”をいいます。該当する項目に○を付けてください。

事業所等明細書

明細区分の別		算定期間	令和 6 年 4 月 1 日から	令和 7 年 3 月 31 日まで	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
1 算定期間を通じて使用された事業所等					氏名又は 個人番号又は 法人番号	株式会社 花時計			
2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等					9 0 0 0 0 2 0 2 8 X X X X				

※ 処理 事項	明細 区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産		事業所床面積 (㉔+㉕)	使用した期間(年月日) 同上の月数	従 業 者 割	
				専 用 床 面 積 ㉔	共 用 床 面 積 ㉕			従業者数 ㉖	従業者給与総額 ㉗
○	1 2 計	本社	中央区加納町6-5-1			913.32		65	246,798,735
		自己所有							
○	1 2 計	B支店	灘区桜口町4-2-1			517.25		43	168,394,688
		自己所有							
○	1 2 計					1,430.57		108	415,193,423
○	1 2 計	C支店	北区鈴蘭台北町1-9-1			174.97	6 . 4 . 1 7 . 1 . 20 10 月	7	38,309,290
		自己所有							
○	1 2 計					174.97		7	38,309,290
○	1 2 計								
○	1 2 計								
○	1 2 計								

廃止の日現在における面積を記載してください。

算定期間の中途において新設、廃止された場合のみ記載してください。
(月数については p. 10 を参照してください。)

廃止の日現在における従業者数、廃止の日までに支払われた給与総額を記載してください。

非課税明細書

算定期間		令和 6 年 4 月 1 日から	令和 7 年 3 月 31 日まで	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
氏名又は 個人番号又は 法人番号		株式会社 花時計		9 0 0 0 0 2 0 2 8 X X X X				

※	事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	中央区加納町6丁目5-1	資 産 割	従 業 者 割
非 課 税 の 内 訳				非課税床面積 ㉔	非課税従業者数 ㉕	非課税従業者給与総額 ㉖
	法第701条の34 第 3 項 第 26 号 該当			71.54		
	法第701条の34 第 項 第 号 該当					
	法第701条の34 第 項 第 号 該当					
	役員でない障害者・役員でない65歳以上の従業者				2	4,635,240
合 計				71.54	2	4,635,240

※	事業所等の名称	B支店	事業所等の所在地	灘区桜口町4丁目2-1	資 産 割	従 業 者 割
非 課 税 の 内 訳				非課税床面積 ㉔	非課税従業者数 ㉕	非課税従業者給与総額 ㉖
	法第701条の34 第 3 項 第 26 号 該当			53.35		
	法 第 項 第 号 該当					
	役員でない障害者・役員でない65歳以上の従業者					
合 計				53.35		
非 課 税 事 業 所 床 面 積 等 の 合 計				124.89	2	4,635,240

㉔の欄は、該当項目ごとにそれぞれ床面積（1㎡の100分の1未満は切り捨て）を記載してください。

非課税明細書

※	事業所等の名称	C支店	事業所等の所在地	北区鈴蘭台北町1丁目9-1	※	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
					算定期間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	氏名又は 個人番号又は 法人番号	株式会社 花時計 900002028XXXX			
非課税の内訳					資産割	従業員割					
					非課税床面積 ㊦	非課税従業員数 ㊧	非課税従業員給与総額 ㊨				
法第701条の34 第 3 項 第 26 号 該当					20.79	人	十 億 百 万 千 円				
法第701条の34 第 項 第 号 該当											
法第701条の34 第 項 第 号 該当											
役員でない障害者・役員でない65歳以上の従業員											
合 計					20.79						
※	事業所等の名称		事業所等の所在地								
非課税の内訳					資産割	従業員割					
					非課税床面積 ㊦	非課税従業員数 ㊧	非課税従業員給与総額 ㊨				
法第701条の34 第 項 第 号 該当						人	十 億 百 万 千 円				
法第701条の34 第 項 第 号 該当											
法第701条の34 第 項 第 号 該当											
役員でない障害者・役員でない65歳以上の従業員											
合 計											
非課税事業所床面積等の合計					20.79						

第四十四号様式
別表二

2 一般事務所：貸しビルの例

(決算：9月30日)

【資産割の例】……………「共用部分がある例」

- ・ビル所有者：神戸太郎
- ・ビルテナント：A社、B社、C社（貸ビルに入居し事業を行っている。）

【設例図】ビル全体 4,800 m²

C社	700 m ²	共用部分 1,200 m ²
B社	800 m ²	
A社	2,100 m ²	

〔専用部分合計 3,600 m²〕

（A社には社員食堂 100 m²がある。）

⇒納税義務者となりうるのは

事業を行っているA社、B社、C社

⇒貸付け申告義務者は（p. 32 参照）

ビル所有者の神戸太郎

※ 共用部分はA社、B社、C社が使用しているため、それぞれの専用面積に応じて按分します。

🔍 課税標準の計算と免税点の判定

【課税標準の計算】

$$A社：2,100 \text{ m}^2 + 1,200 \text{ m}^2 \times \frac{2,100 \text{ m}^2 \text{ (A社専用部分)}}{3,600 \text{ m}^2 \text{ (A社,B社,C社の専用部分合計)}} = 2,800 \text{ m}^2$$

$$2,800 \text{ m}^2 - \text{非課税部分 (食堂 100 m}^2) = \underline{2,700 \text{ m}^2}$$

$$B社：800 \text{ m}^2 + 1,200 \text{ m}^2 \times \frac{800 \text{ m}^2 \text{ (B社専用部分)}}{3,600 \text{ m}^2 \text{ (A社,B社,C社の専用部分合計)}} = \underline{1,066.66 \text{ m}^2}$$

$$C社：700 \text{ m}^2 + 1,200 \text{ m}^2 \times \frac{700 \text{ m}^2 \text{ (C社専用部分)}}{3,600 \text{ m}^2 \text{ (A社,B社,C社の専用部分合計)}} = \underline{933.33 \text{ m}^2}$$

🔍 税額の計算

〔資産割〕

		課税標準床面積	税 率	税 額
計 算 式	A 社	2,700 m ²	×600 円	1,620,000 円
	B 社	1,066.66 m ²		639,996 円
	C 社	免税点以下のため課税されない		

〔端数処理〕
申告納付額は100円未満切捨て

→ 申告納付税額は 639,900 円

申告書の記載例（A社「神戸コンピュータ株式会社」の場合）

受付 印	令和 7 年 11 月 30 日	※ 処理 事項	精査・検算				発信年月日		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	内容審査 台帳記入 明細簿作成 調定統計				通信日付印 確認印								
神戸市市税事務所長 宛									申告年月日		令和 年 月 日		
(フリガナ) 氏名又は 称	コウベコンピュータカブシキカイシャ 神戸コンピュータ株式会社		住所 本店	〒100 - 0000 (電話 03 - 5253 - 51XX)				事業種目		コンピュータ機器販売			
個人番号又は 法人番号	9 0 0 0 0 2 0 2 8 X X X X			東京都千代田区永田町1丁目1番1号				資本金の額又は 出資金の額		120,000			
(フリガナ) 法人の 代表者氏名	デンシ タロウ 代表取締役 電子 太郎		所在地 支店	〒653 - 0016 (電話 078 - 579 - 23XX)				所轄税務署名		千代田 税務署			
				神戸市長田区北町3丁目4-3 桜ビル									

令和 6 年 10 月 1 日から 令和 7 年 9 月 30 日までの 事業年度 又は 課税期間 の事業所税の 申告書

この申告に
応答する者
の氏名 電子 輝夫 (電話 03 - 5253 - 51XX)

第四十四号様式

資 産 割	事業所床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
		算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積 ②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
	非課税に係る事業所床面積	① に 係 る 非 課 税 床 面 積 ③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳		
		② に 係 る 非 課 税 床 面 積 ④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳			
	控 除 事業所床面積	① に 係 る 控 除 床 面 積 ⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳				
		② に 係 る 控 除 床 面 積 ⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳					
	課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積 (①－③－⑤) × $\frac{\quad}{12}$ ⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳						
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳							
		課税標準となる床面積合計 (⑦＋⑧) ⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳								
	資 産 割 額 (⑨×600円) ⑩		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳									
	既 に 納 付 の 確 定 し た 資 産 割 額 ⑪		⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳										

従業者給与総額 ⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
非課税に係る従業者給与総額 ⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
控除従業者給与総額 ⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳		
課税標準となる従業者給与総額 (⑫－⑬－⑭) ⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳			
従業者割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$) ⑯	⑰	⑱	⑲	⑳				
既に納付の確定した従業者割額 ⑰	⑱	⑲	⑳					
資産割額と従業者割額の合計額 (⑯＋⑰) ⑱	⑲	⑳						
既に納付の確定した事業所税額 (⑱＋⑰) ⑲	⑳							
この申告により納付すべき事業所税額 (⑲－⑰) ⑳	㉑							

備考	関与税理士氏名	(電話 - -)
----	---------	------------

事業所等明細書

事業所等明細書

明細区分の別		算定期間	令和 6 年 10 月 1 日から		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
			令和 7 年 9 月 30 日まで		氏名又は 個人番号又は 法人番号	神戸コンピュータ株式会社 900002028XXXX						
※ 処理 事項	明細 区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産 割			従 業 者 割					
		事業所用家屋の所有者 住所・氏名		専 用 床 面 積 ㉑	事業所床面積 (㉑+㉒) ㉓	使用した期間(年月日) 同上の月数	従業者数 ㉔	従業者給与総額 ㉕				
				共 用 床 面 積 ㉒								
	1 2 計	神戸支店	長田区北町3-4-3 桜ビル3階	2,100.00	2,800.00	から		人	十億	百万		
		灘区桜口町4-2-1	電子 太郎	700.00		まで					千	円
						月						
	1 2 計					から						
						まで						
						月						
	1 2 計					から						
						まで						
						月						
	1 2 計					から						
						まで						
						月						
	1 2 計					から						
						まで						
						月						
	1 2 計					から						
						まで						
						月						

別表一

第四十四号様式 別表一

非課税明細書

※	事業所等の名称	神戸支店	事業所等の所在地	長田区北町3丁目4-3 桜ビル	令和 6 年 10 月 1 日から	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
					令和 7 年 9 月 30 日まで	氏名又は称	神戸コンピュータ株式会社				
					個人番号又は法人番号	900002028XXXX					
※	事業所等の名称	神戸支店	事業所等の所在地	長田区北町3丁目4-3 桜ビル							
非課税の内訳					資産割	従業員割					
					非課税床面積 ㉞	非課税従業員数 ㉟	非課税従業員給与総額 ㊱				
法第701条の34 第 3 項 第 26 号 該当					100.00						
法第701条の34 第 項 第 号 該当											
法第701条の34 第 項 第 号 該当											
役員でない障害者・役員でない65歳以上の従業員											
合 計					100.00						
※	事業所等の名称		事業所等の所在地								
非課税の内訳					資産割	従業員割					
					非課税床面積 ㉞	非課税従業員数 ㉟	非課税従業員給与総額 ㊱				
法第701条の34 第 項 第 号 該当											
法第701条の34 第 項 第 号 該当											
法第701条の34 第 項 第 号 該当											
役員でない障害者・役員でない65歳以上の従業員											
合 計											
非課税事業所床面積等の合計					100.00						

第四十四号様式 別表二

共用部分の計算書

※	事業所等の名称	神戸支店	事業所等の所在地	長田区北町3丁目4-3 桜ビル	令和 6 年 10 月 1 日から	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
					令和 7 年 9 月 30 日まで	氏名又は称	神戸コンピュータ株式会社			
					個人番号又は法人番号	900002028XXXX				
※	事業所等の名称	神戸支店	事業所等の所在地	長田区北町3丁目4-3 桜ビル						
専用部分の延べ面積 ①		3,600.00	③ の 内 訳 ㉞							
①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②		2,100.00	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ㉟							
非課税に係る共用床面積 ③			全部が非課税となる共用床面積 ㊱							
③ 以外 の 共 用 床 面 積 ④		1,200.00	防災に関する設備等 ㊲ (× $\frac{1}{2}$)							
共用床面積の合計 (③+④) ⑤		1,200.00	㉞ ～ ㊲ 以外 の 非 課 税 に 係 る 共 用 床 面 積 ㊳							
事業所床面積となる共用床面積 (④ × $\frac{②}{①}$) ⑥		700.00	合 計 (㉞+㊳) ㊴							
※	事業所等の名称		事業所等の所在地							
専用部分の延べ面積 ①			③ の 内 訳 ㉞							
①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②			消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ㉟							
非課税に係る共用床面積 ③			全部が非課税となる共用床面積 ㊱							
③ 以外 の 共 用 床 面 積 ④			防災に関する設備等 ㊲ (× $\frac{1}{2}$)							
共用床面積の合計 (③+④) ⑤			㉞ ～ ㊲ 以外 の 非 課 税 に 係 る 共 用 床 面 積 ㊳							
事業所床面積となる共用床面積 (④ × $\frac{②}{①}$) ⑥			合 計 (㉞+㊳) ㊴							

第四十四号様式 別表四

3 倉庫業：資産割の例

(決算：6月30日)

建物等の概要

〔事業所床面積〕	3,870 m ²	・ 役員を含む従業者	105 人
・ 事務所部分	520 m ²	(内訳)	
・ 倉庫部分	3,200 m ²	一般従業者	95 人
・ 休憩室	150 m ²	役員でない 65 歳以上の者	10 人

※倉庫業の登録済業者である。

資産割の免税点の判定

免税点の判定は事業所床面積から非課税部分（休憩室 150 m²）を除いた床面積で判定します。

・ 免税点判定床面積は $3,870 \text{ m}^2 - 150 \text{ m}^2$ （休憩室） $= 3,720 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$ で免税点を超えます。

従業者割の免税点の判定

従業者は 105 人ですが、免税点判定は、役員でない 65 歳以上の者を除いた従業者数で判定します（p. 19 参照）。 $105 \text{ 人} - 10 \text{ 人} = 95 \text{ 人} \leq 100 \text{ 人}$ で免税点以下となるため、従業者割は課税されません。

課税標準と税額の計算

課税標準は特例対象施設の控除割合による面積を控除した面積です。

・ 特例の対象となる倉庫は、倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫です（別冊「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧表」参照）。

なお、事務所部分は特例対象施設となりません。

〔特例対象施設〕	〔面積〕	〔控除割合〕	〔控除面積〕
倉庫部分	$3,200 \text{ m}^2$	$\times \frac{3}{4}$	$= 2,400 \text{ m}^2$

・ 課税標準となる床面積は

$$\begin{array}{l} \text{〔全体〕} \quad \text{〔非課税〕} \quad \text{〔控除〕} \\ 3,870 \text{ m}^2 - 150 \text{ m}^2 - 2,400 \text{ m}^2 = \underline{1,320 \text{ m}^2} \end{array}$$

・ 資産割の事業所税額は

$$1,320 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = \underline{792,000 \text{ 円}}$$

注 当該倉庫に係る特例控除後の面積（1/4 相当）については、減免の適用が受けられる場合があります（別冊「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧表」参照）。

非課税明細書

※	事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	東灘区向洋町西9丁目100	令和 6 年 7 月 1 日から	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
					令和 7 年 6 月 30 日まで	氏名又は称名	六アイ倉庫株式会社					
					個人番号又は法人番号	900002028XXXX						
非課税の内訳					資産割	従業員割						
					非課税床面積 ㊦	非課税従業員数 ㊧	非課税従業員給与総額 ㊨					
法第701条の34 第 3 項 第 26 号 該当					150.00							
法第701条の34 第 項 第 号 該当												
法第701条の34 第 項 第 号 該当												
役員でない障害者・役員でない65歳以上の従業者						10						
合 計					150.00	10						
非課税の内訳					資産割	従業員割						
					非課税床面積 ㊦	非課税従業員数 ㊧	非課税従業員給与総額 ㊨					
法第701条の34 第 項 第 号 該当												
法第701条の34 第 項 第 号 該当												
法第701条の34 第 項 第 号 該当												
役員でない障害者・役員でない65歳以上の従業者												
合 計												
非課税事業所床面積等の合計					150.00	10						

第四十四号様式 別表二

課税標準の特例明細書

※	事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	東灘区向洋町西9丁目100	令和 6 年 7 月 1 日から	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
					令和 7 年 6 月 30 日まで	氏名又は称名	六アイ倉庫株式会社					
					個人番号又は法人番号	900002028XXXX						
課税標準の特例内訳					資 産 割			従 業 者 割				
					課税標準の特例適用対象床面積 ㊦	控除割合 ㊩	控除事業所床面積 (㊦×㊩) ㊪	課税標準の特例適用対象従業員給与総額 ㊫	控除割合 ㊬	控除従業員給与総額 (㊫×㊬) ㊭		
法第701条の41 第 1 項 第 14 号 該当					3,200.00	3/4	2,400.00					
法第701条の41 第 項 第 号 該当												
雇用改善助成対象者									1/2			
合 計					3,200.00		2,400.00					
課税標準の特例内訳					課税標準の特例適用対象床面積 ㊦	控除割合 ㊩	控除事業所床面積 (㊦×㊩) ㊪	課税標準の特例適用対象従業員給与総額 ㊫	控除割合 ㊬	控除従業員給与総額 (㊫×㊬) ㊭		
法第701条の41 第 項 第 号 該当												
法第701条の41 第 項 第 号 該当												
雇用改善助成対象者									1/2			
合 計												
控除事業所床面積の合計					2,400.00		控除従業員給与総額の合計					

第四十四号様式 別表三

4 ホテル：資産割の例

(決算：3月31日)

建物等の概要

[事業所床面積]3,300 m ²	
① 客室部分2,000 m ²	⑧ ⑦のうち消防用設備操作盤5 m ²
② 事務所24 m ²	⑨ 非常用エレベーター94 m ²
③ フロント・ロビー60 m ²	⑩ 避難階段140 m ²
④ 食堂（宿泊者用）・厨房130 m ²	⑪ 廊下600 m ²
⑤ リネン室24 m ²	⑫ 消防・防災用設備（消火栓等） ..160 m ²
⑥ 食品庫・倉庫21 m ²	⑬ 休憩室12 m ²
⑦ 中央管理室25 m ²	⑭ 仮眠室10 m ²

免税点の判定

免税点の判定は事業所床面積から非課税部分を除いた床面積で判定します。

非課税施設（別冊「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧表」参照）

区分	非課税施設	面積	非課税割合	非課税面積
消 防 ・ 防 災	⑦ 中央管理室（⑧を除いた面積）	20 m ²	1/2	10 m ²
	⑧ 消防用設備操作盤	5 m ²	全部	5 m ²
	⑨ 非常用エレベーター	94 m ²	全部	94 m ²
	⑩ 避難階段	140 m ²	全部	140 m ²
	⑪ 廊下	600 m ²	1/2	300 m ²
	⑫ 消防・防火設備（消火栓等）	160 m ²	全部	160 m ²
	小 計	1,019 m ²		709 m ²
福利厚生	⑬ 休憩室	12 m ²	全部	12 m ²
			計	721 m ²

※ ホテルは特定防火対象物に該当しますので、消防用設備及び防火施設等の設置面積について非課税の対象となります。

※ 従業員の福利厚生のために設置された休憩室は非課税の対象となりますが、業務上必要とされる仮眠室は福利厚生施設に該当せず、非課税の対象となりません。

・ 免税点判定

$3,300 \text{ m}^2 - 721 \text{ m}^2 = 2,579 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$ で免税点を超えます。

課税標準と税額の計算

課税標準は特例対象施設の控除割合による面積を控除した面積です。

・ 特例の対象となるホテルの施設（別冊「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧表」参照）

（例）客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等

⇒ [適用の条件]

- (1) 旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設（宿泊に係る施設）に限ります。
- (2) 簡易宿所・下宿営業用施設、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号の営業に係る施設には適用されません。

特例対象施設	面積
① 客室部分	2,000 m ²
③ フロント・ロビー	60 m ²
④ 食堂（宿泊者用）・厨房	130 m ²
⑤ リネン室	24 m ²
合 計	2,214 m ²

特例控除割合面積は、 $2,214 \text{ m}^2 \times 1/2 = 1,107 \text{ m}^2$

・課税標準となる床面積は

$$[\text{全体}] \quad [\text{非課税}] \quad [\text{控除}]$$

$$3,300 \text{ m}^2 - 721 \text{ m}^2 - 1,107 \text{ m}^2 = \underline{1,472 \text{ m}^2}$$

・資産割の事業所税額は

$$1,472 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = \underline{883,200 \text{ 円}}$$

申告書の記載例

受付印		令和 7 年 5 月 31 日	※処理事項		精査・検算 内容審査 台帳記入 明細庫作成 調定統計		発信年月日 通信日付印		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
神戸市市税事務所長 宛													
(フリガナ) アジサイホテルカブシキカイシャ 氏名又は名称 あじさいホテル株式会社		住所 本店	〒 654 - 0022 (電話 078 - 731 - 43XX)		事業種目		ホテル業						
個人番号又は法人番号 9 0 0 0 0 2 0 2 8 X X X X		又は 所在地	〒 - (電話 - -)		資本金の額又は出資金の額		450,000						
(フリガナ) アカムラサキ ヨウヘイ 法人の代表者氏名 代表取締役 赤紫 洋平		支店			所轄税務署名		須磨 税務署						
令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度又は課税期間					この申告に 応答する者 の氏名		(電話 078 - 731 - 43XX) 加納 街子						
資 産 割	事業所床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	(小数点以下第2位まで記載。以下同じ) 3,300.00		従 業 者 割 額	従業者給与総額 ⑫	円						
	事業所床面積	算定期間の中途中において新設又は廃止された事業所床面積 ②				非課税に係る従業者給与総額 ⑬	円						
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積 ③	721.00			控除従業者給与総額 ⑭	円						
		②に係る非課税床面積 ④				課税標準となる従業者給与総額 (⑫-⑬-⑭) ⑮	(1,000円未満切捨て) 円						
	控除 事業所床面積	①に係る控除床面積 ⑤	1,107.00			従業者割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$) ⑯	円						
		②に係る控除床面積 ⑥				既に納付の確定した従業者割額 ⑰	円						
	課税標準となる 事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{12}{12}$ ⑦	1,472.00			資産割額と従業者割額の合計額 (⑯+⑰) ⑱	(100円未満切捨て) 883,200 円						
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧				既に納付の確定した事業所税額 (⑱+⑰) ⑲	(100円未満切捨て) 円						
		課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨	1,472.00			この申告により納付すべき事業所税額 (⑲-⑰) ⑳	883,200 円						
	資産割額 (⑨×600円) ⑩		883,200			備考							
既に納付の確定した資産割額 ⑪				関与税理士氏名 (電話 - -)									

事業所等明細書

※		明細区分		事業所等の名称		所在地及びビル名		明細区分の別		令和 6 年 4 月 1 日から		※		整理番号		事務所		区分		管理番号		申告区分	
								1 算定期間を通じて使用された事業所等		令和 7 年 3 月 31 日まで		氏名又は称		あじさいホテル株式会社									
								2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等				個人番号又は法人番号		900002028XXXXX									
※		明細区分		事業所等の名称		所在地及びビル名		資		産		割		従業者割									
				事業所用家屋の所有者 住所・氏名				専 用 床 面 積 ㊦		事業所床面積 (㊦+㊧) ㊨		使用した期間(平成年月日)		従業者数 ㊩ 従業者給与総額 ㊪									
								共 用 床 面 積 ㊩				同上の月数											
1		2		あじさいホテル		須磨区大黒町4-1-1		㎡		㎡		. . から		人 十億 百万 千 円									
計		計		自己所有				㎡		3,300.00		. . まで											
												月											
1		2										. . から											
計		計										. . まで											
												月											
1		2										. . から											
計		計										. . まで											
												月											
1		2										. . から											
計		計										. . まで											
												月											
1		2										. . から											
計		計										. . まで											
												月											
1		2										. . から											
計		計										. . まで											
												月											

非課税明細書

※		事業所等の名称		事業所等の所在地		令和 6 年 4 月 1 日から		※		整理番号		事務所		区分		管理番号		申告区分	
						令和 7 年 3 月 31 日まで		氏名又は称		あじさいホテル株式会社									
								個人番号又は法人番号		900002028XXXXX									
※		事業所等の名称		事業所等の所在地		須磨区大黒町4丁目1-1													
非課税の内訳						資 産 割		従 業 者 割											
						非課税床面積 ㊦		非課税従業者数 ㊩		非課税従業者給与総額 ㊪									
法第701条の34 第 3 項 第 26 号 該当						㎡ 12.00		人		十億 百万 千 円									
法第701条の34 第 4 項 第 号 該当						㎡ 709.00													
法第701条の34 第 項 第 号 該当																			
役員でない障害者・役員でない65歳以上の従業者						/													
合 計						㎡ 721.00													
※		事業所等の名称		事業所等の所在地															
非課税の内訳						資 産 割		従 業 者 割											
						非課税床面積 ㊦		非課税従業者数 ㊩		非課税従業者給与総額 ㊪									
法第701条の34 第 項 第 号 該当						㎡		人		十億 百万 千 円									
法第701条の34 第 項 第 号 該当																			
法第701条の34 第 項 第 号 該当																			
12																			
役員でない障害者・役員でない65歳以上の従業者						/													
合 計																			
非課税事業所床面積等の合計						㎡ 721.00													

課税標準の特例明細書

算定期間	令和 6 年 4 月 1 日から	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	令和 7 年 3 月 31 日まで	氏名又は称名	あじさいホテル株式会社				
		個人番号又は法人番号	9 0 0 0 0 2 0 2 8 X X X X				

※	事業所等の名称	あじさいホテル		事業所等の所在地	須磨区大黒町4丁目1-1			
課 税 標 準 の 特 例 内 訳		資 産		割	従 業 者 割			
		課税標準の特例適用対象床面積㉞	控除割合㉟	控除事業所床面積(㉞×㉟)㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額㊲	控除割合㉟	控除従業者給与総額(㉞×㉟)㊳	
法第701条の41 第 1 項 第 9 号 該当		2,214.00	1/2	1,107.00	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円	
法第701条の41 第 項 第 号 該当			—			—		
			—			—		
雇 用 改 善 助 成 対 象 者						1/2		
合 計		2,214.00		1,107.00				

※	事業所等の名称			事業所等の所在地				
課 税 標 準 の 特 例 内 訳		資 産		割	従 業 者 割			
		課税標準の特例適用対象床面積㉞	控除割合㉟	控除事業所床面積(㉞×㉟)㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額㊲	控除割合㉟	控除従業者給与総額(㉞×㉟)㊳	
法第701条の41 第 項 第 号 該当			—		十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円	
法第701条の41 第 項 第 号 該当			—			—		
			—			—		
雇 用 改 善 助 成 対 象 者						1/2		
合 計								
控 除 事 業 所 床 面 積 の 合 計				1,107.00	控除従業者給与総額の合計			

第四十四号様式 別表三

5 減免申請書の記載例

減免対象床面積は当該事業所に係る「事業所床面積－非課税面積－特例控除面積」、
減免対象給与総額は当該事業所に係る「給与総額－非課税給与額－特例控除給与額」

当該減免規定に該当する施設の明細を記載してください。

44号様式の⑩⑬をそれぞれ①欄、⑦欄に
転記してください。

法人番号欄には、申告者のマイナンバーを記載してください。

※個人の方の場合、この様式について「個人番号」の記載は不要です。

減免理由の該当項、該当号
を記載してください。

受付印

事業所税 減免申請書

法人番号

900002028XXXX

整理番号

令和 7 年 5 月 31 日

申請者

カザミドリジドウシャスクール

名称(氏名)

風見鶏自動車スクール

代表者名

風見 幸子

〒 650 - 0001

神戸市中央区加納町3丁目3-3

(電話 078 - 232 - 44XX)

神戸市市税事務所長 宛

神戸市市税条例第177条の27並びに神戸市市税条例施行規則第29条に基づき、事業所税の減免を下記のとおり申請します。

申告書の内容	事業年度又は課税期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで	減免理由	神戸市市税条例施行規則第29条第1項第 1 号に該当		
	資産割申告税額		従業者割申告税額			
	① 1,535,718 円	⑦ 1,938,906 円				

減免の内容	② 減免対象積床面積	2,072.52 m ² (小数点以下第2位まで記載)	⑧ 減免対象総給与総額	620,450,000 円	【減免対象施設の明細】	※床面積は小数点以下第2位まで記載
	③ 減免対象税額 (②×600円)	1,243,512 円	⑨ 減免対象税額 (⑧×0.25%)	1,551,125 円	事業所用家屋の所在地	減免対象床面積
	④ 減免割合	1 / 2	⑩ 減免割合	1 / 2	神戸校 (中央区加納町3-3-3)	800.00 m ²
	⑤ 減免税額 (③×④) (100円未満四捨五入)	621,800 円	⑪ 減免税額 (⑨×⑩) (100円未満四捨五入)	775,600 円	神戸北校 (北区鈴蘭台西町1-25-1)	(3,054.05) 1,272.52 m ²
	⑥ 減免後税額 (①-⑤)	913,918 円	⑫ 減免後税額 (⑦-⑪)	1,163,306 円		372,270,000 円
	⑬ 減免後の申告納付額 (⑥+⑫)	2,077,200 円 ※ (100円未満四捨五入)	合計	(3,854.05) 2,072.52 m ²	620,450,000 円	

【ご注意】

1. この申請書は申告書とあわせて提出してください。

2. 申請には減免理由を証明する関係書類を添付してください。

減免対象床面積・給与総額の
合計を記載してください。

⑬欄は、⑥欄と⑫欄の合計数値を記載してください。
※⑬欄は 100 円未満切捨てになります。

事業年度中途の新設又は廃止の事業所で月割となる場合は、月割計算後の床面積を記載してください。
(事業所床面積－非課税面積－特例控除面積) × 月割
※月割計算前の面積を上段に() 書きしてください。

この欄の計算式に従って、その数値を記載してください。

※⑤欄、⑪欄は 100 円未満切上げになります。

6 事業所用家屋の貸付けに関する申告書の記載例

当該家屋の「延べ床面積」を記載してください。

法人番号欄には、申告者のマイナンバーを記載してください。
※個人の方の場合、この様式について「個人番号」の記載は不要です。

専用床面積の合計を記載してください。

「非課税となる共用床面積」を算出し、記載してください。

「非課税となる共用床面積」以外の共用床面積を算出し、記載してください。
[「① 延べ床面積」－「② 専用床面積合計」－「③ 非課税となる共用床面積」] で求めた面積と一致します。

※ 個人の方の場合、この様式において「個人番号」の記載は不要です。

第五十一号の様式

受付印		事業所用家屋の貸付けに関する申告書		法人番号	900002028XXXX	整理番号	
令和 7 年 10 月 25 日 申		所在地 (住所)	〒 650 - 0001 神戸市中央区加納町4丁目4-4		この申告に응答する係・氏名		
請		名称 (氏名)	(フリガナ) カブシキカイシャ カモメ 株式会社 かもめ		総務 課 経営管理 係		
者		代表者名	神戸 太郎		【担当】 三宮 二郎 (電話 078 - 322 - 51XX)		
神戸市市税事務所長 宛							
事業所用家屋について、地方税法第701条の52第2項及び神戸市市税条例第177条の25の規定により、貸付状況を申告します。							
貸付対象家屋	ビル等の名称	かもめ第1ビル	所在地	〒 651 - 0096 神戸市中央区雲井通5丁目1-1 (電話 078 - 232 - 44XX)			
	① 延べ床面積 (② + ③ + ④)	11,757.25 m ²	② 専用床面積合計	8,935.51 m ²	③ 非課税となる共用床面積	0.00 m ²	④ ③ 以外の共用床面積
	床面積は小数点以下第2位まで記載						2,821.74 m ²
使用者 (借受人) の明細	No.	借受人の名称 (氏名)	連絡先 (住所) 及び電話	専用床面積	共用床面積	合計床面積	貸付事由
		屋号 又は 用途		(小数点以下第2位まで記載してください)			貸付等年月日
	1	(株)かもめ事務所 ※1	中央区加納町4-4-4 (電話 078 - 322 - 51XX)	735.51 m ²	232.26 m ²	967.77 m ²	貸付・変更・解約 平成 7 年 9 月 11 日
	2	(株)A商事 喫茶ロダン	東灘区住吉東町5-2-1 (電話 078 - 841 - 41XX)	435.78 m ²	137.61 m ²	573.39 m ²	貸付・変更・解約 平成 10 年 4 月 1 日
	3	B観光(株) 三宮南支店	大阪市中央区大手前9-9-9 (電話 06 - 6941 - 53XX)	564.22 m ²	178.17 m ²	742.39 m ²	貸付・変更・解約 平成 24 年 10 月 15 日
4	(株)C食品 神戸販売本部	中央区雲井通5-1-1 (電話 078 - 322 - 63XX)	1,549.72 m ²	489.38 m ²	2,039.10 m ²	貸付・変更・解約 平成 18 年 6 月 1 日	
							備考
							8階 自社使用 面積変更
							1階
							2階202号
							4階、5階

各使用者の「専用床面積」を算出し、使用者ごとの専用床面積欄に記載してください。

各使用者の「共用床面積」を按分により算出し、使用者ごとの「共用床面積」欄に記載してください。 ※3

各使用者の事業所床面積を算出し、使用者ごとの「合計床面積」を記載してください。

「備考欄」には、階数、号室名を記載してください。
申告者が使用している場合は、「自社使用」又は「自己使用」と記載してください。

各使用者の貸付事由の別と貸付事由の発生した年月日を記載してください。
貸付：新たに貸付を開始した場合
変更：既に申告した貸付床面積に異動が生じた場合
解約：貸付契約を解約した場合

【注意事項】

床面積は全て1 m²の100分の1まで記載してください。1 m²の100分の1未満の端数は切り捨ててください。空き室がある場合は『空き室』として当該部分も記載してください。

※1 使用者 (申告者 (申告者が使用している場合) 又は『空き室』も含む。) ごとに記載してください。

※2 特定防火対象物に設置される消防用設備及び防災施設や他の非課税施設等に係る床面積の一定割合が非課税となります。

個々の非課税施設について〔非課税施設にかかる床面積×非課税割合〕で算出した面積の合計を

記載してください。

特定防火対象物及び非課税施設等については、別冊「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧表」をご参照ください。

特定防火対象物に該当しない場合は「(消防設備用・防災施設等の) 非課税となる共用床面積」はありません。

※3 「④ ③以外の共用床面積」を各使用者の専用床面積により按分します。

$$\left[\text{「④ ③以外の共用床面積」} \times \frac{\text{各使用者の「専用床面積」}}{\text{「② 専用床面積合計」}} = \text{各使用者の共用床面積} \right]$$

<記載例> (株)かもめの場合

$$2,821.74 \text{ m}^2 \times \frac{735.51 \text{ m}^2}{8,935.51 \text{ m}^2} = 232.26631 \dots \Rightarrow 232.26 \text{ (100 分の 1 未満切捨て)}$$

事業所用家屋の貸付けに関する申告書（継続紙）

No. _____

第五十一号の二様式

貸付者の名称（氏名）		貸付家屋（ビル等）の名称		貸 付 家 屋 （ ビ ル 等 ） の 所 在 地				
株式会社 かもめ		かもめ第1ビル		神戸市中央区雲井通5丁目1ー1				
No.	借受人の名称（氏名）	連絡先（住所）及び電話	専用床面積	共用床面積	合計床面積	貸 付 事 由		備 考
	屋 号 又 は 用 途					貸付等年月日		
1	D電器(株)	東京都千代田区霞が関9ー9ー9 (電話 03 - 5253 - 51XX)	m ² 850.28	m ² 268.50	m ² 1,118.78	貸付	変更・解約	6階
	神戸サービスセンター		平成 8 年 3 月 1 日					
2	空き室	(電話 - -)	m ² 4,800.00	m ² 1,515.78	m ² 6,315.78	貸付	変更	面積変更
						平成 29 年 9 月 11 日		
~~~~~								
7		(電話 - - )	m ²	m ²	m ²	貸付・変更・解約		
						平成 年 月 日		
			m ² 8,935.51	m ² 2,821.70	m ² 11,757.21			

「専用床面積」の縦計は「② 専用床面積合計」と一致し、「共用床面積」の縦計は「④ ③以外の共用床面積」と一致します（端数処理により一致しない場合もあります。）。

解約がある場合は、単独で継続紙の様式に記載していただき、貸付や変更の申告とは分けて提出してください。

### 事業所用家屋の貸付けに関する申告書（継続紙）

No. _____

第五十一号の二様式

貸付者の名称（氏名）		貸付家屋（ビル等）の名称		貸付家屋（ビル等）の所在地				
株式会社 かもめ		かもめ第1ビル		神戸市中央区雲井通5丁目1ー1				
使用	No.	借受人の名称（氏名） 屋号又は用途	連絡先（住所）及び電話	専用床面積	共用床面積	合計床面積	貸付事由 貸付等年月日	備考
				（小数点以下第2位まで記載してください）				
	1	(株)E商事 事務所	中央区雲井通5ー1ー1 （電話 078 - 322 - 67XX）	1,080.15	341.10	1,421.25	貸付・変更・解約 平成 29 年 9 月 10 日	7階
	2			m	m	m	貸付・変更・解約 平成 年 月 日	
			（電話 - - ）					
~~~~~								
	7			m	m	m	貸付・変更・解約 平成 年 月 日	
			（電話 - - ）					
				m	m	m		

MEMO

◆ 神戸市・事業所税のホームページのご案内

- (1) 事業所税の概要、申告手続きなどをご覧いただけます。
- (2) 事業所税に係る申告書等の様式をダウンロードしていただけます。
 - ① 事業所税の申告書、納付書
 - ② 事業所税の減免申請書
 - ③ 事業所用家屋の貸付けに関する申告書
 - ④ 事業所税の更正の請求書 など
- (3) 神戸市・事業所税ページの検索方法

神戸市 事業所税

検索



◆ 電子申告・納税（eLTAX）のご案内

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用して電子申告・納税ができます。

eLTAX の利用方法、利用時間、お問合せ先などは、下記 URL のホームページにてご確認願います。

<http://www.eltax.lta.go.jp/>